

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和元年9月17日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和元年9月17日（火曜日） 午前9時 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第43号議案	「質疑・討論・採決」
第44号議案	「質疑・討論・採決」
第45号議案～第47号議案	「質疑・討論・採決」
第48号議案	「質疑・討論・採決」
第49号議案～第62号議案	「質疑・討論・採決」
第63号議案	「質疑・討論・採決」
第64号議案～第66号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	下江洋行	副委員長	中西宏彰				
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	鈴木長良	澤田恵子	浅尾洋平	
	柴田賢治郎	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助	山口洋一	
	長田共永	鈴木達雄	滝川健司				
議長	丸山隆弘						

欠席委員

なし

傍聴者

2人

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也、後藤知代

## 開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、9月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定から、第66号議案 平成30年度新城市下水道事業会計決算認定までの24議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも、決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

はじめに、歳入1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定について、歳入1款についてお伺いしたいと思っております。資料は決算附属書の10ページであります、市税市民税個人の分でありまして、1,274万4千円という数字が不納欠損額となっておりますが、不納欠損となった人数と滞納の主な理由についてお伺いします。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 平成30年度の個人市民税で不納欠損となりました人数につきましては185名になります。内訳では、市外への転出者が79名で、市内在住者が106名でございます。

滞納の主な要因といたしましては、個人事業主の経営不振、ローン返済を優先とする滞納、多重債務等による生活困窮によるもの、また、退職に伴い、継続的な収入がなくなったことにより滞納となる方などが、滞納者との折衝の中から伺えます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理由はわかりました。では、

全体では1,400万円、この個人部分で1,200万円ですが、これは全体的に見ますと前年を177万8千円、実は上回っているという状態であります。

不納欠損に至るまで、要するに基本的には時効成立5年ということですが、この5年間に時効成立したということで不納欠損を打ったわけですが、これに至る時効の中断の措置というのはどのような措置をされてみえたのか、その点についてお伺いします。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 時効の中断につきましては、いろいろな場合によって行うことにより、5年間延長かけられることとなりますので、そういったことも状況と場合によって行うようにはしております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 課税をするということによって徴収をするというのは地方公共団体の義務でありますので、その中で、今、お話があったように諸々の諸事情がある中で滞納されてしまった、そして、5年間の間に時効の中断もなく、余儀なく不納欠損に至るを得なかったということだと思いますが、その間に、本当に今ちょっと答弁を聞きますと、じゃあ何をしたんだ、例えば、時効の中断であるということであれば、無論督促状はお送りをしますでありましょうし、場合によっては訪問をされて滞納の解消を促すこともあるでしょう。

また、さらには、それによってじゃあいつまでに払いますよという誓約書をいただく場合であるとか、分割にしますよというようなことを協議した結果において、都度時効は中断され、延用されていくわけですが、そういった措置を具体的にどのようにされたのか、今、こういうことをしますよということであったわけですが、それをしてあったのか、してなかったのか。その点につい

ては、これが減っておれば問題ないわけですが、一応これは公債権という権利がある債権でありますので、そういった意味で課税された分について回収しなくてはいけない、徴収しなくてはいけないという義務からいってあります。

そうしますと、我々東三河の連合で滞納整理機構に委ねているという部分がありますが、委ねている分ではだめで、やはり自ら動くという行動について、今、申し上げたような時効の中断の具体的な例についてお願いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 地方税法上、滞納した税に5年の時効がございますが、回収不能を防ぐためには督促状を送った上での財産の差し押さえ、または分割納付、納付延長等の誓約書などそういったものを時効の中断手続を行いながら、1回の手続で時効を最大5年間延長することができるようになっておりますので、その中断手続を怠った場合は時効を迎えるとそのまま不納欠損ということになりますので、いろいろな状況、場合によって異なりますが、そういったことがないように督促状であったり、あと督促状を送ってから10日を経過した日までに完納できないときは、財産の差し押さえ等そういった手続等を行っております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、不納欠損に至る寸前に、余りやられたくないことなんです、強制執行であるとか強制徴収、こういうことは現にやられたということはあるんでしょうか。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 強制執行等につきましては、今、広域連合のほうでもそういった話は上がってきておりますが、実際には新城市においては聞いております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま質疑していますと、

調定額が7,600万円で、収入済み額が2,200万円、それから不納欠損を計上したものが1,274万4千円、問題は収入未済額というのがあります。これが4,100万円。これが、将来的には必ず不納欠損になるというリスクが物すごい高いんですね。この点についての分析はどのようにされてみえるのか、お願いします。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 徴収の嘱託員が市の税務課に2名おりますので、そういった者と一緒に市の職員でも行っていくようにしております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 先ほどまでやめようと思ったんですが、嘱託員というのが本当に本市のために、市民の皆さんから税金をいただく、滞納された方からも御無理があるかもしれないけれども何とか徴収しようというお気持ちがあれば問題はないわけですが、やっぱり嘱託員任せというのが本当に適切な徴収業務になるのかならないのか、その点についてお伺いします。

○下江洋行委員長 山口洋一委員に申し上げますが、質疑通告から大分広がっていると思いますので、通告の趣旨に基づきまして答弁に疑義がある点につきましての質疑がありましたら整理し直してお願いします。

○山口洋一委員 そういう言い方もあるかもしれませんが、やはりこれは。

○下江洋行委員長 よろしくお願いします。

○山口洋一委員 不納欠損をかけるということの大きな問題がありますので、再度お伺いします。

○下江洋行委員長 何を問うのか、いま一度お願いします。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 私の発言を制止したということは、その意味がわかって制止したわけがありますので、何をという質疑は余り好まし

くないと思いますが。

臨時の徴収員と言われましたので、その方が本当に不納欠損にならないような業務執行、業務態勢のお気持ちを持っているのか、そのことについてお伺いしました。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 徴収嘱託員は2名体制で行っておりますが、実績が上がっておりまして、2名体勢の中で月に700万円という金額で徴収するときもありまして、しっかり行っております。

あと、そういった嘱託員が臨戸をしながら得た情報等についても、市の職員とも情報共有等も行っておりますので、その辺については嘱託員任せという形ではなくやっております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

歳入の1款市税、10ページになります。

平成29年度と比べると、市税の個人は減額となり、法人は増額になっておりますが、その主な理由を伺います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 個人市民税の減収の要因といたしましては、就業者数の減少や個人事業者の減少による所得の減少と、税額控除に該当する寄附金控除と住宅借入金税額控除対象者の増加等によりまして、税額控除額が増加したことによるものと考えております。

法人市民税の増収の要因といたしましては、市内大手企業のうち、運送用機械器具やプラスチック製品、金属製品などの製造業、及び鉄道業が堅調な伸びを見せたことによるものと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは質疑をさせていただきたいんですが、個人の減収は就業者の減

や個人事業主が減というような状況と、あと寄附金の行為ということでふるさと納税のことを示しているのかなというような理解をさせていただきます。

法人のほうは、プラスチックや鉄道とか運送などが堅調な伸びを伸ばしたということで法人が上がったよということだと思んですが、ここで個人のほうでお聞きしたいんですが、まず就業者数が減っていったらという、個人事業主も減っていると理解をいたしました。が、こういった原因で減っているのか、人口減少がそもそもしているものですかから人がいなくなっているというような理由なのか、そこら辺をもしもわかれば教えていただきたいと思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 就業者数の減少では、やはり言われたように人口減少ですね。それと、あと生産労働人口の減少ということが納税義務者数のところにあらわれておりまして、納税義務者数の給与所得の人数が減っているという状況です。

それと、個人事業者のほうの減少といたしましては、やはり営業所得と農業所得の納税義務者についても減少をしているということが要因と考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 詳しいデータで理解をいたしましたが、やはり全体的には労働人口が減っているということで理解をいたしました。あと、個人事業主さんのほうでの減少で、農業だとか営業を続けていくというところで、やはりその点で大きな問題としては後継者不足というものは、やはり発生した上でこのいった引き継ぎが、次の代ができないというようなことも問題としては顕著になってきているという状況はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 直接にはこちらで、推

測という形にはなるかと思いますが、やはり個人営業事業者のところでは、所得のところで営業等の所得と農業所得が減少しておりますので、言われるとおりでやはり自営業者がもうやめてしまうとか、あとは後継者不足が原因ではないかということを考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、通告に従って13款使用料及び手数料、使用料教育使用料、本冊資料22ページであります。また、監査委員さんの意見書は11ページであります。

設楽原歴史資料館の観覧料、また長篠城址史跡保存館観覧料の減額理由と来館分析の有無についてお伺いします。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 平成28年2月に新東名高速道路の開通によりまして、平成28年度は両施設ともに飛躍的に入館者数が伸びましたが、この状況はとても維持できるものではないと予想されたため、企画展の実施、ボランティアガイドの導入などによりその維持に努めてまいりましたが、1年後にはほぼ前年度の水準に戻ってまいりました。

平成30年度につきましては、愛知県に全国から観光客を誘致するという愛知DCが行われました。武将観光が愛知県観光の柱の1つであるということもありまして、観光部局とともに積極的にPRを行いましたが、大きな誘客に結び付けることができませんでした。

さらに、年度末には設楽原、長篠城、作手の資料館の3施設が連携をとりまして、急遽

企画展を開催し誘客に努めましたが、減少分を補うに至ることができませんでした。

このため、設楽原歴史資料館観覧料、及び長篠城址史跡保存館観覧料を減額させていただきました。

また、来館分析につきましては日々の入館者の状況をまとめております。全体として個人でお越しになられる一般のお客様が大きく減少しております。ここをいかにして減少を食い止めるか、また、伸び悩んでおります団体のお客様をいかにして伸ばすかということに、常に考慮を入れまして施設運営を行っております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 武将観光というのは前々からもお伺いしておりますが、観光部局とも連携してやったということではありますが、効果がなかったのか、それについてさらに掘り下げた理由の分析はされたのかということ、まずお伺いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 愛知DCにつきましては、前年度より愛知県の観光協会等が資料館、保存館を視察に参りまして旅行事業者等を連れてPR等をしていただきました。

結果的には、JRのツアーとか、それからあとJR飯田線のラッピング電車等が参りましたけれども、両方とも申し込みがあるんですが、なかなかそれが再興につながらないというようなことがたくさんありましたので、そういった部分で県とも連携はとれていたんですけども、なかなかそれが一般のお客さんがこちらに来るところにまで結び付かなかったのが一番大きな原因かなと考えております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 新城設楽パーキングエリア自体がそういった武将観光というものにしてありますし、NHKの大河ドラマでも本市についてはそれだけの訴求効果があったという

ことでありますが、結果的に、言い方悪いんですが、一過性で終わってしまったという評価をしたということによろしいのでしょうか。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 結果的には、やはり一過性で終わってしまった、それを一過性のものにしないために継続できるようにPR等を重ねてまいりましたけれども、結果的に一過性のもになってしまったというような感じでおります。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入16款財産収入の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、第16款財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の資料42ページ、決算審査の意見書13ページであります。収入未済額が平成30年度に新たに計上されております8万3,888円、発生の原因と回収見込みについてお伺いします。

○下江洋行委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 収入未済額の内訳は2件ございます。

1件は、行政財産の目的外使用許可の使用料660円でございます。原因は納入通知書の送付漏れをしていたためでございます。この660円につきましては5月31日に金融機関で入金されておりますが、公金日が6月3日となったため収入未済額に計上されております。

もう1件は、普通財産の土地の賃貸借契約に基づく賃貸料8万3,220円でございます。平成29年度まで支払いは行われておりましたが、平成30年度に収入未済額となりまし

た。原因につきましては、平成29年度に支出がかさんだためと聞いております。

これまでの経緯につきまして、昨年5月末に未入金を把握しまして、6月、8月に電話により支払いの履行を求めております。支払う意思はございますが、「資金繰りが厳しいため支払いを少し待ってほしい」という内容でございました。今年4月に催促の通知を郵送し、5月になり催促の電話を2度行っておりますが、入金がなく収入未済になったものでございます。

回収につきましては、引き続き支払いの履行を求め早期の回収に努めてまいりたいと思っております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1件は660円という金額の大小は別として、納付通知書を出すのを失念しておったというようなお伺いをしましたが、やはり継続的業務を行う中でそういったことが、多分この対象年度、平成30年度だけだと思っております、今まではありませんので。平成30年度に初めて、今、答弁がいただいたように2件の計上をされたとお伺いしましたが、そういった場合、やはりその失念する部分、したことについて再度、そんなことがないような内部牽制については十分されたという理解をしますがお伺いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 納付の通知漏れにつきましては、チェックリストを作成いたしまして、担当者とそれから係長の2名でチェックをすることにいたしました。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳入16款財産収入の質疑を終了します。

次に、歳入21款市債の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、21款の市債、62ページになります。

2点ございまして、1点目は市債合計と年度末残高は幾らあるのか伺います。

2点目、平成29年度比と比べまして歳入に占める割合を伺います。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それでは、まず1点目の市債の合計と年度末残高についてですけれども、平成30年度に借り入れました市債の合計は47億840万円です。また、平成30年度末の市債現在高は279億2,272万5千円です。

次に、2つ目の平成29年度比と歳入に占める割合ですけれども、平成29年度に借り入れました市債は38億570万円ですので9億270万円の増となります。

また、市債の歳入合計に占める割合ですけれども、平成29年度は15.6%、平成30年度は18.0%となっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁は了解をいたしました。市債のほうは現在平成30年度は47億円ということで、残高は279億円ということで理解をいたしました。

この状況と、あとは平成29年度比を比べても市債の割合が15%から、今回は18%ということで増えているということでありまして、この平成30年度の決算での検討結果の中では、市債というのは今後もどんどん増えていくのかどうか、見通し等は議論はされたのか伺います。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 平成30年度の額と令和元年度の当初予算の詳細の額を見ますと、平成30年度当初予算では21億580万円の予算ですので、実際では令和元年度については減っておりますし、まだ今回、平成29年、平成30年度と庁舎の関係の大きな借入れがござ

いましたので、今後は20億円程度で推移していくのではないかなと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 令和のほうでは市債は減っているのでも少なくなっていくのかなというように答弁だったと思いますが、こうした人口減少で労働人口が少なくなっていく中で、市債が280億円ぐらいの規模で残っているということなんですが、やはり結構膨大だなと思います。深刻には私も考えておりますが、こうした中で返済の見通しと今後の分析で返済がしていけると、少なくなっていけるといような結論は平成30年度の分析結果ではどう判断しているのか伺います。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 平成30年度の市債47億円何がしの借入れに対して、交付税のほうで地方交付税に算入が見込まれる額というのが、34億円程度が交付税で措置されるということですので、全体の280億円のうちでも60%程度は交付税措置のあるもので、ほぼ市債、今、借りているのは交付税の措置の大きいもののみしか借りておりませんので、その辺で今後その交付税の措置分がありますので、返済は大丈夫かなと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今の答弁のまとめ、ということなのかなということで確認なんですけど、交付税の対象になっているのが平成30年度は34億円の交付税が適用されている範囲内だと。全体を見ても、279億円のうち60%ぐらいは交付税の対象となるものだから、交付税は国からとか県とかからの補助金で相殺というか、適用のものになるから軽くなるんだよというように理解でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 交付税で見ただけの以外のところは一般財源で返済をしていかななくてはいけないので、その辺は注視していかないといけないということになると思いま

す。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳入21款市債の質疑を終了します。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前9時30分

再 開 午前9時32分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、歳出2款1項5目の人事管理費、職員研修事業、84ページについて2点質疑させていただきます。

(1) として、事業の概要と職員への研修実施による効果を伺う。

(2) 本事業実施に際しての課題を伺う。

お願いします。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 それでは、まず1点目の事業の概要と効果ということでございます。

平成30年度におきましては、研修事業を大きく階層別研修、一般研修、派遣研修を実施いたしました。

まず、階層別研修につきましては、新規採用職員研修、採用後の年数に応じた研修、新任係長研修を新城・設楽地区の市町村で構成する研修協議会で実施いたしました。また、新たに副課長以上の管理職に昇任した職員へは、愛知県市町村研修センターの研修へ出席させておるところでございます。

いずれの研修におきましても、職務を遂行

するための知識や技術の習得はもとより、他市町村の職員との人脈づくりという点において、効果は得られているものと認識しております。

次に、一般研修につきましては、健全で働きやすい職場環境づくりのための研修として、ハラスメント防止研修とメンタルヘルス研修を実施いたしました。これらの研修につきましては、複数回受講することにより知識や認識が深まっていくものと思いますので、今後も定期的に開催し、心の健康保持増進に努めてまいるところでございます。

また、新規採用職員に対しての研修も行っておりまして、会計事務や文書事務などの行政事務上の基礎的な知識など職員としての必要な内容で実施をいたしました。実施後のアンケートからも、今後の仕事への意欲向上につながったことや仕事をしていく上での知識が広がったなどの意見が多く、効果はあったものと考えますが、その実施時期や内容については、来年度において改善を図っていきたいと考えております。

最後に、派遣研修でございますが、愛知県市町村研修センターや市町村アカデミーで実施される研修に参加させ、職務上の専門的知識を習得させました。職員自身の職務に直結する内容が多いため、積極的に参加する傾向にあることから、今後も多くの職員を受講させたいと考えております。

2点目の事業実施についての課題でございますが、1点目でお答えしましたように、今後さらなる充実をさせていく必要がある研修につきましては、新規採用職員に対する研修であると考えております。

現在行っております基礎知識の習得を目的とした研修は、入庁後の5月末から6月中旬ごろに行っておりまして、ある程度実務を経験した中での研修であるため、理解がより深まるという利点がございますが、入庁後間もない時期に実施してほしいとの意見も多くあ

りますので、今後は、社会で働くという自覚をもたせること、集団行動の大切さや社会人としてのルールを学ばせること、働きやすい職場づくりや心の健康保持増進の大切さなどを中心とした研修を設定するとともに、同期としての結束力や一体感を高めることができる研修となるよう、その実施に向けて現在検討しているところでございます。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 答弁いただいた内容で、おおむね理解いたしましたし、そういった考え方で私自身も問題ないかと思えます。

そういった中で、1点だけ再質疑させていただきたいと思いますが、やはりこの職員の研修事業というところで、やはり市の職員に対して研修をしっかりと、職員というのは市にとっても非常に重要な財産なわけですので、やっていくことが大切と思っております。今回成果報告書を見させていただきますと、研修の実績値ということで目標値に対して昨年度より10%近く上がっているというところを非常に評価しているところではありますが、この10%伸びた要員、伸ばすために何か取り組み等されたのか、その点について確認いたします。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 実績値につきましては、職員の派遣した先であったり職員の派遣人数というところがあるかなと思えますが、いずれの研修にいたしましても、職員が意欲を持ってその研修に臨むということが大切であります。先ほど言いましたように、派遣研修などは特に専門的知識を取得する機会でございますので、そういう機会を積極的に職員に提供していきたいと、今後も考えております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出2款1項

11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、94ページ、平成30年度主要施策成果報告書は16ページであります。

当初予算額に対し、決算額が大幅に減額されております。その要因とこの事業に対する行政の評価を伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 めざせ明日のまちづくり事業の決算額が大幅に減額されているその要因の現状ですけれども、めざせ明日のまちづくり事業につきましても、全市域または複数の地域自治区を対象区域として、地域が抱える課題等に対し市民が自発的に取り組む事業であります。自由事業とコミュニティビジネス立ち上げ事業の2つの補助メニューがあります。

当初予算では、過去の実績等を考慮し、コミュニティビジネス立ち上げ事業を3件で300万円、自由事業全体で200万円を見込み、予算計上しましたが、コミュニティビジネス立ち上げ事業の採択がゼロ件であり、また、自由事業のうち拡充期の事業の申請がなかったことなどの要因により予算額に対し減額となっております。

評価ですが、この事業は第2次総合計画の目指す将来像「つながる力 豊かさ開拓」を実現するため、第1次総合計画で創り上げた「つながり」をまちづくりの「力」に変えていくのに必要な事業と捉えております。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 実は、この事業に関して昨年度の決算で、私は全く同じ質問をしたのを覚えておられるかと思えます。

要するに、平成29年度の決算でも同様に実際の事業、市民の皆さんが申請をして実施された件数が少なく、大幅に予算額よりも実際の決算額が少なかったということで、そのときの答弁ときょうの答弁も全く同じであるなど思ったんですが、この事業に関しては非常にいい事業だと思いますし、市民の皆さん

方が積極的に使っていただける交付金であると認識はしておるんですが、2年続けて同じように市民の皆さんの自発的な申請が少ない、実際に事業をされる方が少ないということに対しては、市はどのように評価をし、今後何らかのお考えがあるのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この事業は、住民の皆さんの夢だとか、希望をかなえる支援でありますので、今、佐宗委員が言っていただきましたとおり大切な事業と思っております。

今後、やはりこれを増やしていくということなんですけれども、PR、単純にPRといっても広報でPRしてもなかなかやっただく方が増えるわけではないので、やはりイベントだとかいろんなものにかかわる方を多く皆さんかかわっていただいて、こういった事業を使っていただける、そういった取り組みをしていただけるといようなことをしていくことが大事だと考えております。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 やはり、これを本当に市民の皆さん方が自分たちで自分たちの地域を盛り上げよう、地域をまたいで大きな事業を立ち上げて取り組んでいこうということでありますので、どうしても自分たちの苦勞、労力が非常に大きいと思うんですね。

今の地域活動交付金は自分たちの小さな地域の中で使うということですので、ある程度自分たちのやりたいことが決まっているし、狭い範囲の中でやることでありますのでしっかりと使っていただいておりますと思うんですが、地域をまたぐ事業を対象としているこの交付金に関しては、やはり市民の皆さん方がやりたいんだけど少し大変なんだという思いが大きいと思うので、できればもっともっと行政としてしっかりバックアップするなり、何か背中を押すような施策を考えていただきたいと思うんですが、そのあたりも含めて来年度しっかり交付金を使っていただくためのお考

えを伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 委員のおっしゃられましたとおり、この事業なんですけれども、めざせ明日のまちづくり事業の中に、例えばコミュニティビジネスという事業もあるんですけども、そういったものはハードルが、16歳以上の市民が2人以上で構成して若者が半数以上、女性が半数以上だとかいろんな縛りがあります。そうした中で、皆さん一生懸命考えていただいているんですけれども。

市としましても先ほど言ったみたいに、やっぱり基本的に人が自ら考え、行動する仕組みがこういったものだと思っておりますので、イベントだとかにたくさんかかわっていただいて、少しでも多くの方にこの事業を利用していただくということ、またこの事業が使いやすいように検討していく必要があると考えております。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、同じく2款一般管理費、財産区運営事業、資料78ページについてお伺いします。

その成果と各財産区からの評価についてお伺いします。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 御質問の成果の主なものといたしまして、1つ目は、平成29年度までに地元認可地縁団体に財産を移管する意向を示された4つの財産区につきまして、登記手続の際に必要な登録免許税の経費を補助金交付することで移管を支援いたしました。これによりまして、財産の全てを処分した塩沢組財産区、塩沢上組財産区、塩沢下組財産区及び吉川上林組財産区が消滅いたしました。

2つ目といたしまして、平成28年度から平成30年度に向けて一部の財産区で試行してまいりました市の会計管理者を通した予算執行

と徴収の事務を、全ての財産区について適用することといたしました。また、財産区の管理委員報酬、食糧費を統一いたしました。

次に、各財産区からの評価でございますが、市の会計管理者を通した予算執行と徴収となったことで、物品の購入等そうした関係に必要な見積書や請求書、あるいは報償費の支払い等に必要な書類を本庁舎もしくは各総合支所に提出していただく必要があるということで、煩わしくなったとの御意見がある一方で、市の基準で市が会計処理を行うことになり、またそれによりまして財産管理会が通帳の保管を直接しなくてもよくなったということで安心であるとの評価をいただいております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 実は、この仕事は自分として4年ほどやらせていただいた経過があります。確かに大変な事業でありますし、自治法の絡み上、拋出するときにはそういった適法性も問われる部分があったわけですが、今、お話がありましたように、やはり財産区、それぞれ7名の方がお見えになるわけですが、その中に会計担当というのがみえて、その方が都度都度、今、柴田課長がお話になられたように、登庁しなくてはいけないということが非常に問題じゃないのかなということを近々言われております。

そこで、実はある行政区長、ある所管の課は全てメールやりとりで行っているという実態もありますので、それをメールでやりとりするということができないのかということが1点、それと、当然支払い請求書、金融機関からの資金の払い出しについては、支払い請求書には届け出印が必要ですが、今回これを移行することによって届け出印は、今まで○×財産区であるとか、○○代表区長というような印鑑を登録印として使っておったわけですが、これは全て公印、市長印等々に変更されたのか、その点について2点、お伺

いします。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 まず、メールのやりとり等のところでございますけども、予算執行に伴うようなどうしても印鑑の押されたもの、そういったものであるものにつきましてはこれは御足労かけることにはなると思っておりますけども、メールでやりとりできるものについては、相手方の可能、不可能もだと思いますが、できるようであればそういったことを検討してまいりたいと思っております。

それから、基金の関係の通帳でございますけども、かなりの部分、地元の財産区の会長から変わっておりますけども、比較的長期のもので財産区の意向で、まだ満期まで待つてほしいというようなところにつきましては、一部まだ財産管理者の市長になってないものもございますので、そうしたものは満期をもちまして全て管理者である市長のほうに移るといことになってまいりたいと思っております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ八名地区でも10の財産区がありますが、そうした中で事前に次年度のヒアリングを受け、また決算ヒアリングも受ける中でありますが、ヒアリングを受ける前というのは、基本的な事業計画についてはそれぞれ単独の財産区が計画、立案をして、内部で調整をし、その結果によって区民総会にも図っていくというようなことでありますが、その予算ヒアリングをした結果によってここはこのような指導をしたほうが良いような部分があると思うんですが、それによって得られた成果というのがもしあれば、やはり僕たちもやった中では素人部分もありますので、そういった点で適切な指導をしていただいたと思うんですが、その成果というのがどのように見られたのかお伺いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 予算ヒアリングと

ということで、10月以降にやっていくわけなんですけども、基本的には財産区の意向を尊重させていただく形で予算に反映させていただいております。

そういった中で、これは当たり前なんですけども、例えば宗教的なものだとか、そういった明らかにこれはだめなものというものについては、これは要求の中から当然おろさせていただくんですが、そういったものは基本的に、現在のところもうほとんど上がってきておりません。

ということで、そのあたりについては大丈夫なのかなと思っています。

**○下江洋行委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平議員。

**○浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑させていただきます。

歳出の2の1の1一般管理費、秘書事務経費（市政報告・懇談会事業）、70ページです。成果報告書は6ページになります。

3点ありまして、1点目はどんな意見が出たのか伺います。

2点目は、地域の諸問題をどのように解決させていくのか伺います。

3点目は、目標値が500人に対して、実績値は324人としてありますが、この評価と課題を伺います。

**○下江洋行委員長** 鈴木秘書人事課長。

**○鈴木隆司秘書人事課長** それでは、3点御質疑いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目、どんな意見が出たのかということでございますが、昨年8月の台風21号、9月末の台風24号がこの地へ襲来し、倒木を始め停電・断水が続いたことへの対応に関することが最も多く、そのほか、10月に開催いたしましたニューキャッスル・アライアンス会議の効果であったり、7月の酷暑に対しての小中学校・こども園へのエアコンの設置計

画、また、オンデマンドバスを含む公共交通対策等の意見が出されたところです。

2点目の地域の諸問題をどのように解決されるかということでございますが、意見交換会では、その地域が抱える固有の課題から市政全般に及ぶものまで、さまざまな意見が出されるということです。

出された課題に対しては、なるべくその場でお答えし、御理解が得られるよう市長始めとして部長職が出席させていただいております。しかし、関係機関との調整が必要であったり、一度現地を確認する必要がある課題については、その後の回答になることもございます。

いずれにいたしましても、意見交換会で出された課題はもとより、日ごろ市に寄せられました意見や課題に対しては、常に誠意を持って解決するよう努めておりますし、特に意見交換会で出されました意見や課題につきましては、その内容とその回答を取りまとめ、ホームページへアップするほか、広報ほかではその概要を市民の皆さんへお伝えしているところでございます。

3点目の目標値に対する実績値の評価、課題でございますが、これまでの傾向として参加人数は、庁舎の建設など重要な市政施策があった時期には比較的多くの皆さんに御参加いただいておりますが、ここ数年は300人から350人の参加者となっている現状でございます。

また、昨年度は休日の開催を試みましたが、残念なところ参加者数に大きな変化は見られませんでした。今後も働いて見える方や子育て世代など、さまざまな世代のニーズを酌み取りたいと考えておりますので、意見交換会に御協力いただいておりますそれぞれの地域協議会と御相談しながら、開催方法について工夫をしまいたいと考えておるところです。

**○下江洋行委員長** 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせていただきますと思います。

まず、1点目のどんな意見が出たかということで、資料請求のほうで意見も理解をさせていただいておりますが、やはり災害時がどうするんだという声がたくさんあったなということで理解をいたしております。

その点で、私も市民のほうから意見を聞いたことがあります、この台風の時期に停電が長期間続いたということで、ネットもつながらない、電気も来ないということが長期に続いてすごく不安だったということで、そのときにできれば市のほうから広報車を出して、アナウンスをして回ってほしかったという意見もございました。

今の千葉県のあの状況を見ても、本当大変な状況が続いておりますので、やはりそういう断水もして、水も電気も来ない、ネットもできない、防災無線も1日か2日ぐらいしかもたないということで、防災無線も出ないということで不安になっている地域は、市の広報車を回してほしいというような意見があったんですが、こういった市政報告会の懇談会でもそういう話が出たのか、またそういった状況になったときの対処方法としては市はこういった声を聞いて考えているのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 先ほどお答えしましたように、昨年度の意見交換会はその実施時期の関係によりまして、台風の被害に関する御質問がたくさん出たところです。特に、先ほど委員がおっしゃられたように情報伝達の仕方についての御質問もたくさんありまして、特に防災行政無線が2、3日で使えなくなったというようなことに何とかならないのかということで、御質問がたくさん各地区から出たところです。

それにつきましては、直後の広報でその防災行政無線の機械が持つ機能について、また、

日ごろから電池を備蓄していただきたいというようなことは啓発したというところで対応いたしました。

また、広報車の関係につきましては、車の台数の関係もありますし、あと、どの地域へどういうふうに戻るかというような関係もございまして、その辺はまた防災担当のほうでいろいろ準備し、計画等今後の対応について考えていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひこういった評価、話を聞いて検討していただきたいと思います。

やはり電気も来ない、ネットも使えない、防災行政無線も来ないという状況になりますと本当に孤立した地域になりますので、ぜひそこには何か手段としては、もう人力ではないですけど、広報車でルートを確保していくということは本当に大事だと思いますので、そうした不測の事態については今から検討をしっかりとっていただきたいと思っております。

もう1点は、今回市政報告会をするときに500人の目標値だったけれども300人前後が来たよというところなんです、この開催を求めるときの周知の中心としては、やはり自治区の区長さんをメインで言っているのか、自治区制度の皆さんにお願いして広報を周知しているのか、そちらの周知の仕方はどういうふうな形でやっているのか伺います。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 地域への広報の仕方でございますが、基本的には市としては広報誌ほかへ載せて全地区へ周知をするということ。あと、開催時期が近づいてまいりましたときには防災行政無線で全地区へ周知するという形で、市としての対応をしております。

また、当日の意見交換会の運営につきましては、地域の方々が意見を出しやすい雰囲気醸し出したいというようなところもありまして、地域協議会に御協力いただいて運営し

ておりますので、事前に地域協議会のほうへお邪魔して、当日の運営はもとより、当日の出席者等についても周知していただきたいということは個別に回ってお願いしておるところでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。まあ、地域協議会の方に御尽力いただいて、当日は采配してもらったり、周知もしてもらったということで理解をいたしました。メインはほのかとかでやっているということなんです。

諸課題がそういう中で地域協議会の方も同席された中で地域の問題がいっぱい出ると思うんですが、そうした地域の問題を市がメインで解決に導くという道筋を立てるのか、それとも地域協議会の問題としてこの問題を私たちが解決しますというような話し合いがそこでもたれるのかどうか、どちらがメインで行うのかというのを、すみ分けをしているのかどうか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 課題に対する対応でございますが、市として対応すべき課題と、地域で御解決いただきたい課題というのは当然ございますので、そこはすみ分けをして対応しておるところでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはり大事な問題ですので、しっかりそこは市がメインで考えていただきたいなとは思っております。

その中で、周知の問題に入りますが、やはりもう少しPRというかもっとみんなが子育て中の世代を巻き込んで話し合いに参加してもらうとか、そういったことはすごく大事だと思いますので、何か若い人たちが集まる場所で一緒にコラボして、この市政報告会をするとか、そういったもっと参加しやすいような、従来のPRの仕方ではなくてもっと若い人たちが集まっているところにお邪魔して話を聞くとか、そういった新しい方法のやり方

とかそういったことは検討はしていないのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 鈴木秘書人事課長。

○鈴木隆司秘書人事課長 先ほど御答弁したように、意見交換会では地域固有の課題から市政全般に及ぶ主な意見が出されるという状況があります。そういった中で働いてみえる世代であったり、子育ての世代の方々に御出席いただけるのはちょっと少ないかなという認識は持っておりますので、地域意見交換会でありますので、今のところ地域協議会に御協力いただきながらの運営でございますので、その地域協議会の中で、今、言いましたような世代の方々が御出席いただけるようにもう少し働きかけをお願いしたいということは常々申しておるところでございます。

○下江洋行委員長 続けてお願いします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 次の質疑に入りたいと思います。

2の1の1一般管理費、防犯カメラ設置事業、ページ数は72ページになります。報告書は2ページになります。

2点ありまして、9台の設置場所はどこなのか伺います。

2点目は、設置条件や費用などはどのようなになっているのか伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 1点目の設置場所でございますが、昨年度は4件の申請がございまして、本町区で2台、鳳来の湯谷区で2台、下吉田区の中の阿寺組で1台、それから千郷小学校のPTAで4台を設置しております。

設置条件や費用についてであります。防犯カメラの設置につきましては、新城市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱及び新城市防犯カメラの設置、管理及び運用に関するガイドラインに基づき、補助をしております。

設置条件につきましては、撮影区域内の住民等の同意を得ていること、記録媒体につい

て1日24時間のフルタイム撮影で7日以上記録ができることなど、市民等の安全・安心を確保しつつ、かつ市民のプライバシー保護との調和が図れることが要件となっております。

補助金の内容につきましては、補助率として補助対象経費の5分の4以内としており、上限を50万円としております。

また、地域自治区予算事業計画策定要綱に定める事業にありましては、上乗せ補助として、補助対象経費の10分の1以内が加算して交付されます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 4件あったということで、伺いたいと思います。

まず、湯谷とか下吉田とかの地域に設置場所をしたということなんですが、こういった場所に設置をしたのか、具体的にわかれば、交差点だとか、何か店の前だとかそういった状況がわかれば教えてください。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 具体的な設置場所でございますが、本町地区につきましては本町公民館、それから城北東部公園の南西側に設置しております。湯谷区につきましては、湯谷の温泉スタンドのところと、ゆ〜ゆ〜ありいな付近の橋のところとに設置しております。下吉田他の阿寺組につきましては、阿寺の七滝の売店のところに設置しております。千郷小学校につきましては、4カ所校内に設置しております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。

そういう形で設置をしているよということで理解いたしました。あと小学校のところの件でお聞きいたしますが、千郷小学校は教育環境のところなものですから、防犯とって今回PTAから予算が出ているということなんですが、やはりPTAじゃなくてこれは教育費でちゃんと防犯をしっかり教育施設を見張るといところで、なぜ教育委員会、市

で全て10割で設置をしなかったのか伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この補助申請につきましては、各時々、年度によりまして設置主体であります団体等から御相談がございますので、それに応じまして予算を要求いたしまして、それに伴いまして設置事業を行っていたという状況でございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ほかの中学校とか小学校でも防犯カメラ設置をしているところがあるかと思いますが、そこも含めて全部要綱にはこちらの防犯カメラ設置事業の運用の中で対応しているという理解でよろしいでしょうか、教育施設等の設置の防犯については。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この補助事業におきまして設置されたものにつきましては、この要綱でありますとかガイドラインに基づいて管理、運営をしていただいておりますのでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 すると、この防犯カメラのほうはほかの、例えば新城小学校、新城中学校がこのカメラをつけるといったら、この5分の4以内で誰かが持ち出しをして設置するという対応をせざるを得ないという現状で理解していいのでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 5分の4は市の補助でありますので、残りの5分の1もしくはその上乗せ補助を抜いた10分の1が設置団体の補助ということになります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回の検討でどう判断したか教えていただきたいんですが、やっぱり今後のこういった教育施設とかこども園とかの施設は、やはり教育費やこども園の教育費、市の予算でこういった防犯については責任持

って100%市で予算をつけるということをしてほしいと思うんですが、そういった検討は庁内の中で運用の改定も含めて今後検討課題に上がったのか、またそうして前向きに考えたいと思っているのかどうか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 この補助事業も含めまして市の防犯協会等から寄附ということで防犯カメラの寄贈いただいているような設置事業もありますので、そういったもの全てを含めまして防犯カメラがどういったところに必要なのか、学校教育施設からほかの公共施設、交差点等どこに優先度を高めて設置するべきかということも含めて検討は進めていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 一般質問でも今回取り上げましたけど、やはりPTA費の会費の問題で物すごいお金が少なくなってるんですね。そういったやりくりも大変な中で防犯までここでお金を出しているという実態がありますので、そういったものはなるべく市がちゃんと管理をするということで、余り経費はPTAから出さないというようなすみ分け、やはり検討していただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次のニューキャッスル会議開催事業に入ります。74ページになります。報告書は3ページになろうかと思えます。

1点ございます。約2,510万円の決算額がありますが、内容、成果、課題を伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ニューキャッスル・アライアンス会議2018の内容についてでございますが、昨年10月3日から9日まで、提唱都市である本市で開催をし、世界12カ国14都市のニューキャッスル市民123人が本市を訪れております。

本市の市民は延べで約7千人が携わって

いただきました、市民歓迎セレモニーを皮切りに、一般・ユースの会議、体験型文化交流、インバウンド観光を見据えたツアー、1国1小学校おもてなし事業、それから、東三河経済交流会、伝統的な祭礼見学など、多くの方に御協力をいただきまして、無事に終えることができました。

成果でございますが、ニューキャッスル・アライアンス会議共同声明が採択されたことです。具体的には、文化、教育、観光、経済の4つの分野でニューキャッスル・アライアンス都市が、その実現に向けて動き出すということが決定されたところです。また、本市が提唱しました第1回から20年ぶりに本市で開催されたニューキャッスル・アライアンス会議を多くの市民の方とつくり上げたことは、1つのレガシーとも考えられるかなと考えております。

課題についてですが、このつくり上げたものを一過性のイベントに終わらせることなく、継続的にニューキャッスル・アライアンス都市との交流を通じて、世界とつながる本市をより魅力ある都市として発展させることにあると考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁で理解をおおむねしました。成果は共同声明をしたよと、今後の課題は一過性のイベントにならないように今後考えていきたいという答弁だったと思います。

今回のこのニューキャッスルで2,500万円もの大きな大金の事業として税金が支払われたということなんですが、このニューキャッスルの事業は大体このぐらいの事業規模で、また来年度も行うのか。ただ、今回は20年の開催のために2,500万円というものになっているのか、そこら辺の今後の見通し等の検討課題、予算の額等わかったら教えてください。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まだ次回といいますと、次回ニューキャッスル・アライアンス

会議は来年になりますが、スイス、ヌシャテルで開催をするということが決まっております。ですので、まだ詳細についてはこれからというところではありますけれども、費用につきまして平成30年度に本市で行われたニューキャッスル・アライアンス会議2018でございますが、収入もございまして、それに対する支出という形になっております。

収入といいますと、外国の方で参加をされた方、負担金をそれぞれ大人ですと1人10万円御負担いただいておりますので、そうした収入も得ながら支出をさせてもらっております。大きく支出は3つに分かれておりまして、今回についてはニューキャッスルの会議運営そのものの経費が大きく費用としては出ておりますけれども、そのほかにこれは実行委員会にお願いして活動を通して取り組みしていただきましたので、その実行委員会の関連の経費であるとか、それから、先ほども申し上げましたいろいろな文化交流であるとか、観光ツアーというようなものも今回は計画をしましたので、そうした文化、観光、教育、経済の交流に係る費用としても費用が出ておりますので、そうしたところを2018年、新城におきましては約2,510万円の費用がかかったという形になっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ほかの反省点も含めて、いろんな声を聞いて、また生かしていただきたいと思っております。

次の庁内管理事業について、伺いたいと思います。訴訟事務経費、74ページになります。

1点ございまして、訴訟事務経費約151万円とありますが、その内訳を伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 内訳としましては、庁舎移転補償に関する損害賠償請求住民訴訟の対応のための職員の出張旅費として1万6,800円、委託料としまして顧問弁護委託料91万2千円と境界確定等請求事件の訴訟弁護

委託に係る着手金としまして32万4千円で合計123万6千円、賠償金としまして2件の事故等に係る損害賠償金が25万9,338円となっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 内訳、理解をいたしました。弁護士費用は91万円ということで、着手金が31万円と聞いたんですが、この31万円というのはもう一度どういったものなのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 32万4千円になりますが、境界確定等の請求事件の住民訴訟が提起されましたので、それに係る訴訟弁護委託ということでその着手金になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それと、弁護士さんの91万円とプラスアルファー弁護委託ということで32万4千円という2つの金額を合わせてという内容でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 ただいま御説明いたしました着手金32万4千円は住民訴訟の弁護費用に係るもの、それから91万2千円ではありますがこちらは顧問弁護委託ということで、市の法務相談等に対応していただくための年間の委託料ということになります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。市の顧問弁護士さんは91万円で、住民訴訟のほうの弁護士さんには32万4千円ということで理解をいたしました。これは差があるのは何でなんでしょうか。そこはわかったら教えてください。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 顧問弁護料は年間契約でありますので年額として顧問弁護士との見積もりをいただきましてそこで契約をさせていただいている金額となります。

着手金につきましては、その訴訟の対象金

額に基づいてまず着手金をお支払いし、住民訴訟が終結したときに成功報酬ということでまた別途お支払いしますので、まず着手金という形で32万4千円を計上させていただきました。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

あと、賠償金の25万円ということですが、私の理解では市長のほうが125万円を返還したというような理解ですが、この25万円の賠償金の基となった根拠、そういった25万円のことはどういうことなのか伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 賠償金の25万9,338円の内訳でございますが、平成30年12月定例会に報告案件として2件専決処分事項の報告をさせていただいた和解及び損害賠償の額の決定の事案につきまして、2件お支払いをさせていただきました。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 12月定例会の和解の2件ということなんですが、もう少し具体的にこの2件というのはどういう内容なのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 報告第13号と報告第14号の案件になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その報告の内容を主な。

○下江洋行委員長 既に報告を受けていると思いますので、そうした御認識で当たっていただきたいと思います。よろしいですか。

○浅尾洋平委員 その報告についてのひもづけで、今、25万円の話が出ていますのでその理由をここで明らかにしていただきたいんですが、25万円の根拠になったその賠償金額の話を教えていただけないでしょうか。

○下江洋行委員長 12月定例会の第13号議案、第14号議案の案件であるという説明がありましたのでよろしく御理解していただきたいと

思いますでしょうか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議会ではこういった議案につく話は発言があれば、その内容を議案に基づいて話ができると議員必携に書かれていますが、私はそこに脱していないと考えますがどうなのでしょう。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 報告第13号で平成30年12月定例会で報告させていただいた案件につきましては、市営住宅の排水施設に不良が生じ、修繕が必要となったため、入居者である相手方が他の市営住宅に転居したその経費であります。

それから、報告第14号で同じく平成30年12月定例会に報告させていただいた案件につきましては、台風の強風により新城中学校の校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の屋根材が外れ、相手方の所有する建物に接触し、外壁及びといの一部が破損した案件について賠償したものでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。台風のことも入っての金額だということで理解をいたしました。

それでは、引き続き次の質疑に入ります。

2の1の11地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、94ページになります。成果報告書では16ページになります。

2点ございまして、目標値が13件に対して実績値は4件で、目標より少ないと思いますが理由を伺います。

コミュニティビジネスとはどういうものなのか伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 目標よりも少ない理由ということです。

先ほど、佐宗委員のところでも少し話がありましたけれども、補助金の申請件数は、平成24年度が27件と最大となっており、年々減

少しているのが現状です。理由の一つとして、平成25年度に地域自治区がスタートし、地域活動交付金が始まったことにより、この事業が市全域、または複数の地域自治区をまたぐ事業のみを対象としているため、地域活動交付金へ移行したことにより申請件数が減少したこともあると考えております。

2番目のコミュニティビジネスとはということですが、めざせ明日のまちづくり事業補助金のコミュニティビジネスとは、地域課題の解決やニーズの充足を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて継続的に行っていく事業のことを定義しております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑をさせていただきたいと思います。

年々減っているということで、私自身もどうしてなのかな、活用してもらえればとは思いますが、資料請求でも見させてもらいましたが、平成29年度は5件、自由事業からコミュニティビジネス立ち上げ事業であって、平成30年度は2件しているよという資料をいただきました。ありがとうございます。

そういう中で、やはり減っているのではないかなと感じてはいるんですが、今、課長のほうでも答弁ありましたが、地域活動交付金も一方であるものですからそういったところで移行したのではないかなと私も思うんです。

そこで、めざせ明日のまちづくり事業と地域活動交付金のすみ分けというかそういったものが非常に大事になるのかなと思いますので、そこら辺のすみ分け、それか課題として庁内で検討されたのかお聞きしたいのですが、中には一緒に考えたらどうかというアイデアもあったかどうか、そこら辺の状況は伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 まず、この事業が、今、減っているということなんですけれども、その減っているということだけの一面を捉え

てやめてしまうとか、ひっつけてしまうとかということではなくて、いろんなことを考えなければいけないと思っております。

先ほど、地域活動交付金のすみ分けということでしたけれども、このめざせ明日のまちづくり事業は市の全域だとか、地域自治区をまたぐということで定義をさせていただいております。

コミュニティビジネス、皆さんのお手元の資料に昨年度はゼロ件だったとお伝えしてあるんですけども、実はこちら数も一定ではありません。また増えたりもしております。ですので、やっぱりそういう状況を見ながら判断をして検討していかなければいけないと考えております。あくまでも、市民の、先ほども言いましたが、夢だとか希望をかなえるための事業でありますので、もう少し見ながら検討していくことが重要だと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このコミュニティビジネスの2点目のことでお伺いしたいんですが、このコミュニティビジネスということは、地域の課題を解決するというところもあるのかもしれないんですが、ビジネスとして販売とか、転売するとか、そういった商品売るという事業にもこの事業を使うということになるんだろうかと思いますが。

やはりそこら辺のビジネスを立ち上げるという条件、非常に僕はハードルが高いと思うんですね。こういったビジネスを立ち上げるというときには、トラブルになりかねないとか、あとは市の税金もここに入るわけですから責任問題もある。それを継続していく事業になっているのかどうか、そういったのも検証が必要だと思うんですが、このコミュニティビジネスの立ち上げの事業というのは、非常にハードルが高いと思うんですがそこら辺の実態、また労働人口も減っている中でこういったことができるのかどうか、その現場

のニーズだとか、そういったのは把握しているのか伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 コミュニティビジネスは地域の皆さんが課題解決だとか、活性化のために皆さんが集まって何かをしようということからスタートするものだと考えております。いきなり、コミュニティビジネスをやろうといってもなかなか進まない。それは、皆さんが課題を共有して、同じことに取り組もうというところに気持ちが醸成していかなければできない事業だと考えております。

そこで、ハードルが高いということでしたけれども、昨年度、市のほうに何件か相談が来ておりますけれども申請をしないだとか、そういったことがありますので、そういったことからいきなりやめてしまうとかいろんなことではなくて、まだこれがコミュニティビジネス始まったばかりですので、もう少し様子を見たいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 コミュニティビジネスで何件か相談があったということなんですが、最終的には申請をしなかったという理由があったと思うんですが、そういった主な理由というのは何か把握しているのか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 金額の面もあると思いますけれども、コミュニティビジネスの補助対象となる事業者は、16歳以上の市民2人以上で構成して若者が半数以上、または女性が半数以上だとかそういった一応決めがあります。その中で、皆さんに利用していただく事業であります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ちょっと16歳以上、若者が半分以上いないといけないとかそういったことで条件が厳しいのかなというところがあると思います。そこは今後見

て考えていくということですので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

引き続き、2の1の16地域自治区費、地域自治区地域活動交付金事業になります。98ページ、報告書が22ページになります。

2つありまして、決算額が2,187万円で採択されました事業が94件であります。適切に事業が1つ1つ行われているのかのチェックは誰が行っているのか伺います。

2点目は、入札が必要な事業内容のものがあるのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域活動交付金の事業が1つ1つチェックされているのか誰が行っているかということでありましてけれども、地域活動交付金の確認は、新城市補助金等交付規則に従い、確実に行っております。各事業が完了した後、実績報告書が提出されます。担当職員が、添付された領収書、写真等により代金の支払い状況や事業の実施状況を確認しております。必要に応じて現地確認もしております。また、事業期間中、申請団体に事業の進捗を確認し、イベント事業等は現地確認も行っております。

入札が必要な事業内容なんですけれども、地域活動交付金事業は、市民の皆さんが主体的に取り組む活動に対して資金的に支援するものであります。入札ではございませんが、団体は、活動交付金交付要領に基づき、見積もり徴取を行っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせていただきます。

この活動交付金事業なんですが、市が責任を持って現地確認とチェックをしているので大丈夫だと理解をいたしました。

この中で、チェック、やっぱり2,100万円以上の税金の支出になりますので、やはりそれがしっかり決算として執行されたのかというのは議員としてチェックは必要だと思います。

すのでお伺いするんですが、やはり過去の問題に倣って対策を打つべきだと、今があると思うんですが、過去では領収書の違うもの、実態が伴っていない領収書が添付されて発行したという大きな問題がありまして、それを踏まえてこの添付の領収書の確認等のチェック機能、これはどのように対策を打っているのかどうか、現在平成30年度ではどういうふうな形でチェック態勢が行われているのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 先ほども説明いたしましたけれども、領収書等は実績報告書が出された後に添付されますので、そここのところできちんと確認をしております。写真等も付いておりますので、完了したのがわかるようになっております。

それと、昨年度からその事業の中間地点でどこまで進捗しているかだとか、そういったことを事細かく担当職員が聞くようにしておりますので、それが今までと変わった点でございませう。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 対策として中間報告、また写真等で確認をしているということで、以前とは違う対策をしているものですから、評価できる点だと思います。

その中で、写真といってもその写真のところがどう変わったのか、ビフォーアフター、またその日付、よく工事でありますよね、こういったリフォームしたときにはこういうふうな事業を行ったという内容でホワイトボードで書いて写真を撮るとか、そういった写真の内容がわかるものにちゃんとなっていなければわからないものですから、前はそれを見てもどこをどこでやったのかというのがわからなかったものですから、チェックが働かなかったんですが、そういった写真の撮り方、また報告書の内容のわかる、実際ここまでやったよ、100メートルやったよというのが誰

が見てもわかるような書類になっているのかどうか、そこのチェック機能はどうなっているのか伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 今、委員がおっしゃられたとおり、着手前と完了の写真がわかるように記録、保存しております。それと、領収書等もしっかりとチェックをしております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 しっかり引き続きチェック機能態勢を充実していただきたいと思います。

続きまして、地域自治区費、地域自治区予算事業で98ページから110ページになります。報告書は23ページになります。

2点ありまして、1点目は決算額が約5,615万円で採択された事業が104事業に至っております。これも適切に事業が1つ1つ行われているか、チェックは誰が行っているのか伺います。

2点目は、入札が必要な事業の内容もあると思いますが、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 地域自治区予算事業の完了が適切に事業が1つ1つチェックされているか、誰が行っているのかということにつきましてですが、地域自治区予算事業は、地域協議会が地域の課題解決や地域の活性化のために市の予算として建議し、市が実施するものです。事業は担当課により実施されます。通常の前算事業と同様ですので、地方自治法や新城市契約規則・新城市物品管理規則に基づいて、確実に完了の確認をしております。例えば、工事の場合は検査員、備品購入の場合は物品取扱員が確認しております。

続いて、入札が必要な事業、市が実施する事業の契約は、地方自治法や新城市契約規則に基づいて行いますので、入札が必要な事業はあります。110ページ003保育所管理事業の

工事請負費を始め、19の事業が入札を行っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁、理解をいたしました。担当課、市がちゃんとチェックをしていますということで、物品等もその専門家がチェックをしているということで理解をいたしました。そういう中で責任を持ってやっているということがわかりました。

あと、入札の件ですが、19事業入札にかかわる事業をやっているということなんですが、中身を見させてもらいますと、例えば先ほど言った保育所管理事業については、どういった内容のものが入札の案件になったのか伺いたと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 新城市が行う事業ですので、新城市契約規則に基づいて行っております。例えば、工事または製造の請負は130万円以上が入札になります。財産の買入れは80万円だとか、物件の買入れは40万円だとか、物件の貸し付けは30万円、そのように規則の中で決まっておりますので、それに基づいて各課が対応しております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 130万円以上の形で運用についてという形なんですが、例えば新城の保育管理費とか、東郷の保育管理費というのは、どういった内容の入札のものなのか伺いたと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 新城市が行う入札の場合は、指名競争入札と競争入札があります。その状況によって違いますけれども、今、この場で不確かなことは言えませんので、調べてどういった入札だったかというのを、後お伝えさせていただきます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。後でいいです。

あと、私は知りたかったのもう1つあって、中身、エアコンだとか、エアコン設置だとか、後は椅子とか大量に買うとかどういった内容のものが入札にかかっているのかというところで、またお示しいただければと思います。後でもよろしいです。

私、なぜ聞くかといいますと、適正な物品の値段がされての購入を各自治区単位でされているのかというところが心配で質疑をさせていただいております。

1つ、そこでお伺いするのが、AEDの普及推進事業であります。こちら各千郷だとか、舟着だとか、みんなAEDを買って推進ということで、好ましいとは思いますが、その中で、AEDを入札にかけているところとかけていないところがございます。これはどうということのかなと思った次第なんです。AEDは、普通に買っているところもありますし、例えば舟着は別に入札をかけておりません。かけているところが鳳来、東部地区であったり、鳳来の北西部で入札をかけてAEDを取得していると思います。あと、千郷もそうですね。そこら辺のすみ分けというか値段の差が出ているのかどうか、伺いたと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 こちら見ていただきますと、資料にAEDの普及推進というのと、AEDの設置管理というのがありまして、AEDを新規で設置するだとか、付け直す場合は額が大きいものになりますので、そちらの案件になっております。

ですので、AEDの普及推進事業で額の大きいものが入札になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 普及すると大量に購入しないといけないものだから入札をするということで、値段を下げるということのかなと思うのと、あと復旧した後にはこの設置管理事業ということで更新のお金で2個とか3個と

か少額なものだから別に入札をかけることはないよという理解でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 安くするためとか、結果的に安くするという事なんですけれども、1カ所だけでAEDを設置するのではなくて、時期に合わせて何地区か合わせて、抱き合わせでAEDの発注等しておりますので、そうすると額が大きくなりまして入札だとか、そういったことが起きます。

それと、続いて先ほどの保育所管理の関係なんですけれども、新城地区の保育所管理事業につきましては、備品購入のうちのテント一式であります。それと、東郷地区の保育所管理事業は東郷西こども園のエアコン設置、それと舟着の保育所管理事業はクッションマットです。それと、八名が八名こども園のエアコンを設置しております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 細かくもっと聞けば話が詳しくなると思いますが、ここで終わりますが、やはりそういったお金の金額等もばらばらになってしまうのではないかとという疑問点がありますので、普及のためにたくさん買うところと買わないところ、入札かけるところとかけないところというようなところで、ちょっとそこら辺もしっかり整備等されていけばなと思っております。

あともう1点、テントを買うということなんですけど、テントも入札が必要なんですか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 契約規則に基づいて額が大きくなると入札が必要になってきます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

それでは、次の地域活性化事業費、高速バス運行事業、112ページ、報告書は24ページになります。

3点ございます。

1点目、バス1台当たりの平均乗車人数を伺います。

2点目、乗車人数の目標が4万5千人に対して、実績は約1万3千人であります。昨年とほぼ同レベルにとどまっていますが、この一年間の対策の効果があつたのか伺います。

3点目、決算額約3,645万円であります、赤字の補填額はこの中に含まれているのかどうか伺いたいのと、今後の課題として赤字補填分は幾らなのか伺います。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、1点目のバス1便当たりの平均乗車人数でございますが、平成30年度は1,940回の運行に対して、利用者数は1万3,113人でありましたので、1便当たりの平均乗車人数は6.8人となっております。

2点目でございますが、御指摘のとおり平成29年度と平成30年度の利用者数に大きな伸びはございませんが、便別、曜日別などの内訳を分析してみますと変化が生じているところがわかります。

具体的には、名古屋行き、新城行きに共通して見られる変化として、平日である月曜日から木曜日の利用者数は減少しておりますが、週末である金曜日から日曜日は利用者数が増加しています。その特徴的なものとして、土曜日の新城行きの1便が平成29年度では479人であったものが平成30年度には578人に、同様に日曜日の名古屋行きの3便が384人から503人へと大きな伸びが見られます。窓口で回数券を買い求められる方々への聞き取りや、市内の観光事業者等への聞き取りなどから、名古屋に下宿している学生の週末の帰省や名古屋からの観光客が増加していることが要因であると推測できます。

また、これまでのPR活動などから、高速バス「山の湊号」の認知度が市内外に浸透してきたことや、利便性を知っていただける方

が増えてきたことに加え、平成30年度に行った名古屋市内でのイベントにおけるPR活動、鳳来寺山への企画切符の発売、中日新聞名古屋版への広告掲載など、名古屋からの観光客誘致に重点を置いて実施した対策が、一定の効果をあらわしたものであると認識しております。

3点目でございますが、本事業は、市が事業主体となり運行業務をバス事業者に委託しているものであり、運行経費から予定運賃収入額を差し引いたものが当該年度の委託料となります。この際、予定運賃収入を下回った場合は、バス事業者はその分の委託料を増額して支払い、予定運賃収入を上回った場合は、バス事業者はその分の委託料を減額して支払うこととなります。

ただし、当該年度の実際の運賃収入は3月末でなければ確定できないことから、次年度予算において当該年度の予定運賃収入と実際の運賃収入の差額分を精算するものであり、赤字補填という性質のものではございません。

平成30年度決算額3,561万5,920円の内訳は、平成30年度運行委託料2,864万1,330円と、平成29年度精算額697万4,590円を合算したものと なっています。

今後の課題につきましては、利用者を増加させ、運賃収入を上げていくことに変わりはございませんが、まだ伸びしろの見込まれる名古屋からの観光客誘致に重点を置いたより効果的な利用促進策を進めることで、運賃収入の増収に加え、市内への経済効果を上げ、高速バスの付加価値を高めていくことに取り組む必要があると考えているところです。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑させていただきたいと思います。

バス1台当たりの乗車人数は6.8人ということで、やはり6人、7人前後でずっと推移しているということであります。私、本当に深刻に捉えております。こうした事業になっ

ておりますが実績は4万5千人を目標なんですけれども1万3千人であったということですが、この事業の中で市民の声は、やはり「もう凍結したほうがいいんじゃないか」とか、あとは「空気を運んでいるのではないか」という声がありますが、そういった声を拾ってどうしていくのかということは検討したのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 確かにおっしゃられるような御意見があるのも事実でございますし、反対に存続を望む声も少なからずあるのも事実でございます。アンケート結果等から見ましても、そういったところはお出しておりますし、現在事業の評価が乗車人数だけになっております。実際には、先ほども申し上げたように経済効果の部分をしっかり検証いたしまして、そちらの伸びしろがあるようであれば、存続の可能性も十分あるのかなと考えているところです。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私もアンケートを市民から提供がありまして見させてもらいましたけど、やはりかなり厳しい声も載っていますよ。もうこの事業を知らなかったとか、余り名古屋に駅に行けないんだったら名鉄で行くよとかそういった声もたくさんございました。やはり、そうしたリアルな声をしっかり真摯に受けとめていただきたいと思って質疑をさせてもらいました。

1つ、ベーシックな質疑になるんですが、国からの補助金というのは幾らになっているのでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 平成30年度の運行に関しましては、国からの補助金は入っておりません。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、国からの補助金はないということで、この事業費の3,600万

円ものお金というのは市の全て財源ということで理解していいでしょうか。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 主要成果報告書で出させていただいておりますとおり、一般財源とみんなのまちづくり基金からの繰入金で賄われております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 その資料で、国庫支出金で24万8,758円というのは、国の補助金のお金なのかなと思ったんですが、それは違うということでもいいでしょうか。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 運行経費には含まれておりません。こちら、PR活動に充当されるものになります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、運用事業については国からの補助は全くないよということで理解をいたしました。

そういうことで、本当に費用対効果含めて、6.8人しか乗らないバスに3,600万円もの税金を入れてこのまま続けていいのかという声がたくさんございますが、やはりそこはちゃんと立ちどまってしっかり検討をしていただきたいと思っております。

今後については、続けるのか、一旦停止するのかということは部内で検討したのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 存続につきましては、一般質問でさきに総務部長からお答えさせていただいたとおり、現在のところ存続の方向で検討しているところでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 存続の方向というんですが、もっともっとたくさん声を聞いて考えていただきたいと思います。やはり、こうした費用対効果、運行事業のほうがここまでみんなに使っていないというところは、非常な

問題があると私は思っています。やっぱり私はやめるべきだと思っております。

そこで、3点目のことでお聞きするんですが、これは運用事業のお金が3,600万円だよということで、それ以上たくさん黒字になれば返すことになるし、乗らなければその分お金を市が支払うということなんですが、平成29年度と平成30年度、それぞれそれは幾らだったのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 平成29年度分の予定収入からの差額分につきましては、先ほど申し上げましたとおり697万4,590円になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 平成30年度分は、まだ3月になっていないのでわからないという理解でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 平成30年度分の決算審査ということですので、平成30年度分の、来年度予算に影響する分につきましては、今、手持ちの資料として持ち合わせておりませんので、また改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 また、資料わかったら教えてください。

そういうことで、非常に私はこの事業については、かなり問題があるという認識で質疑をさせていただきました。

次の地域活性化事業費、結婚支援事業に移ります。112ページで、報告書は25ページになります。

2点ございまして、決算額が70万円でありますが、この事業内容を伺います。

2点目、カップル率の目標は50%だということでありまして。しかし、実績は15.6%だということ、課題を伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 では、1点目の事業の内容についてでございます。

この結婚支援事業につきましては、市独自の出会いの場を創出するイベント実施等につきまして、公募型のプロポーザル方式により選定をしました業者に、事業の企画運営管理の一式を委託して行ったものでございます。

内容は、結婚を希望する男女に出会いの場の創出を図るため、「ご縁だ！パーティーin新城」を平成31年3月3日の日曜日にやまびこの丘で開催いたしました。

参加者につきましては、男性33名、女性32名が参加され、参加条件については、男性が市内在住又は在勤の20歳から39歳までの未婚者、女性については住所、勤務地は問わず20歳から39歳までの未婚者という条件で募集を行い、市内の企業等にも直接訪問などをしながら参加を募りました。

当日ですが、やまびこの丘で五平餅づくりやフリータイムなどで歓談を進めまして、カップル投票を行い、5組のカップルが誕生しています。

2点目の課題についてでございます。出会いの場の創出として結婚支援事業を実施し、受託事業者も工夫をしながら事業を実施しておりますけれども、昨年度の実績は、先ほど申し上げましたカップル成立が5組、15.6%でございました。

その前、平成29年度に実施した結婚支援事業では、男性が29名、女性28名が参加され、11組、39%のカップルが誕生しておりましたので、それ以上の目標である50%を設定したところでございます。昨年度、その前の年と同じように実施をしましても同様にカップルが成立するというものではございませんでして、カップル誕生の難しさを感じているところでございます。

結婚支援については、プライベートな部分も関与してまいりますので、参加者のその後の追跡調査というものが難しいという課題が

ございますが、今後も男女の出会いの場を創出し、本市の活性化等につながるよう努めてまいりたいと思います。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。こういった事業で出会いが増えるということはいいことだと思いますが、その後のこれまでの事業、積み重ねてきたんですが、今、課長もおっしゃいましたけどプライバシーの問題でわからないかもしれませんが、その後、結婚されたとかそういったことは把握はしていないという理解でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 当日のカップルの誕生まではわかります。ただ、その後そのまま結婚されたか、それとも結婚されなかったかというところまでの追跡が、そこまで突っ込んで聞くということもなかなか難しいところもございますので、現状としてはカップル成立までという形になっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで理解をいたしました。やはり人口減少、少子高齢化の社会に入っていますので、こういったことでたくさん縁を広げていくということで何とか結婚されて、新城で居住してもらえるとすごくありがたいなと思っております。

次の若者が活躍できるまち実現事業の質疑に入りたいと思います。112ページで、成果報告書は26ページになります。

1点ありまして、決算額の1,490万円の1つであります若者議会運営事業の内容と課題を伺います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 若者議会運営事業につきましては、20名の若者で組織した新城市若者議会が市長の諮問に応じ、若者総合政策の策定や実施に関する事項を答申できるよう運営を行うものです。

平成30年度の第4期若者議会では、委員全

員で行う全体会を15回、検討テーマに分かれたチームごとの会議である分科会を116回、自主的な話し合いを含めるとかなり精力的かつ積極的な活動を行っております。

さらには、地域の方々との交流や意見交換を行う地域交流会、市議会との意見交換会、1年間の活動内容の報告会、新城市のPR活動や若者議会自体のPR活動なども行いました。平成30年11月2日には6つの事業を答申し、平成31年3月29日には若者議会の運営改善に関する事項について答申をしました。

課題としましては、3月の答申にあるように若者議会の運営のあり方を改善する必要があります。若者議会自らがPDCAをし、よりよい運営に努めてまいります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 質疑をさせてもらいたいんですが、若者の事業として1,400万円もの事業が採択されているということですが、こうした声を聞いてしていくということは大事だと思いますが、それが1年で、一過性でとどまって、来年につながらないというような状況になってしまうと、やはりぶつ切りになって、本当にこの1,400万円も使うような事業になっているのか、またその効果というのは出ているのかということは、いろんな市民からも聞こえております。

ですから、頑張ってくださいているのはもちろんわかっていますし、評価はしておりますが、その中でも、見てみますと図書館のリノベーション事業には43万円と、あと地域でおしゃべり事業に52万円ということで、各種決算額があるんですが、そういった課題としてもちゃんと人口を増やしていくそういったまちづくりにしていくというような事業体の中になっていっているのかどうかというのを、反省や課題も含めてどう話されているのかどうか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 若者議会の皆さん

を含めて話し合いをして、機能しているかというようにことの御質疑いただきました。

今、委員の言われたとおり、若者議会1年間の任期なんですけれども、やはり任期終了後も継続して市政やまちづくりにかかわっていただけるか、そういったことが重要で、若者議会を経験した若者同士がネットワークを形成し、つながりを保ち続けてまちづくりにかかわっていけるかが、やっぱり大事だと思っております。

やはり、若者議会を経験された皆さんが、その後市民自治会議にかかわっていただいたりとかもしております。根本的に、若者議会が考えた政策ではなくて、今、委員がおっしゃった若者議会そのものの話だと思いますので、そういった御理解をお願いしたいと思います。

平成29年度に総合計画の地域意見交換会をやったときに生まれて、今までと、今からこれまでの将来について新城市がどうなったらいいかという意見交換会、ワークショップをやったところ、高校の3年間と大学の4年間でみんなぼっかり抜けてました。やっぱり中学校までがお祭りとかで地域にかかわりがあるんだけれども、高校、大学時代がぼっかり抜けております。恐らく皆さんそうだと思います。

この若者議会は、ぼっかりあいた穴を埋める、地域の愛郷心だとか愛着だとか持っていただけの事業ですので、そういったことでこれからも積極的に取り組んで、参加する若者を増やしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そういう形で、若い人たちがここに住みたいということにつないでいけるような事業にしていけたらと思っております。

1点、後の事業のことで教えていただきたいのが、資料請求の29ページになるんですが、地域でおしゃべり事業というのが52万

1,330円と決済されておりますが、この地域でおしゃべり事業というのはどういった内容のものなのか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この地域でおしゃべり事業というのは、若者議会の皆さんが施設に訪問して、その施設の皆さんと語り合うという事業であります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。若者議会の方々が施設の訪問をされて、施設の方と触れ合うということなのかなと思いましたが、そのときにいーじゃん券が発生するのか、発生しないのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 いーじゃん券は発生しておりません。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何でいーじゃん券のことを聞いたかというと、前回のこういった同じような若者議会が出された話で、若者議会委員とお年寄りの方とお話をするといーじゃん券がお互いにもらえるというような事業があったものですから、それに波及する同じような事業だなど思ったのでお聞きしました。

この中で、52万円というのは主にどういった、移動費に使われるものなのか、おしゃべりっていったら普通に隣同士しゃべるだけでもお金は発生しませんので結構多いなと思ったんですが、内訳を教えてください。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 この事業の運営ですけれども、訪問先の事業所との調整であるとか全て社会福祉協議会への委託事業となっております、それにかかる人件費等が主なものとなっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 人件費でこれだけかかるのかなと、ちょっと素人ながら思ったんですが、では、成果をお聞きしたいんですが、この事

業で何施設に訪問されて、何人の職員や議員の人が参加されて、お話も何人ぐらい参加されたのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 大変申しわけございません。そちらの事業に関して、ただいま資料を持っておりませんので、改めて御報告ということでお願いいたします。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。また、資料がそろったら教えていただければと思います。

私がこういったことを聞きますのは、やはり議員としてチェック機能を働かせていかなければならないと思いますので、こういったリニューアル事業とかイノベーション事業、そういった事業はいいかと思いますが、やっぱりちゃんとその内容の精査というのは必要かと思ってお聞きをしました。また、資料があったら教えていただきたいと思います。

次の質疑に入りますが、シティプロモーション事業に入ります。報告書は25ページになります。

2点ありますが、ふるさと納税の現状と課題を伺います。

寄附された税金は主に何に使われているのか伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ふるさと納税につきましては、本市においても年々件数が増加をしているところでございます。

現状ということで実績ですが、平成28年度は210件の寄附で寄附金額が584万8千円、平成29年度は227件、寄附金額が924万9千円でした。昨年度、平成30年度は435件で寄附額が1,542万7千円となりました。この傾向は全国的にも同様の動きで、件数、金額ともに大きく増加をしております。

これは、ふるさと納税制度が多く国民の皆さんに周知され、手軽に制度を利用される

方が増えたことにより、本市への寄附件数、寄附金額も増加したものと思われます。

また、寄附者に対する返礼品につきましては、本市は農産物や鳳来牛、フォレストアドベンチャーのチケットなど昨年度の末時点で82品目から選んでいただくようにしております。

課題としましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、さらに効果的に周知していくことが必要だと思われまますので、今後も市の歳入確保の観点からもふるさと納税を推進してまいりたいと考えております。

2点目の寄附された税金が主に何に使われているかということですが、本市のふるさと納税ですが、募集をする際に用途の目的としまして、次の4つの事業を挙げております。

1つが森と水を守るための事業、2つ目が福祉・健康の推進のための事業、3つ目が観光・交流の推進のための事業、そして4つ目が教育環境を充実させるための事業とこの4つとなりますが、ほかにも市にお任せという項目もあり、今年度からは新たに新城駅のバリアフリー化をするための事業も追加しております。

1つ目で申し上げました森と水を守るための事業については、具体的にですが、森林整備地域活動支援事業であるとか、市民参加の森づくり推進事業等に充当して、森林の整備等を推進しております。

2つ目の福祉・健康の推進のための事業につきましては、社会福祉一般事務経費として市内の各種福祉団体の支援等を行っております。

3つ目の観光・交流の推進のための事業については、桜淵公園整備事業や観光のまち新城PR事業にそれぞれ充当しまして、桜淵公園の整備や市内外での観光PRイベント等を実施しております。

4つ目の教育環境を充実させるための事業につきましては、市内小中学校の管理事業に充当し、学校施設の修繕などを行っているところです。

市にお任せとして寄附をいただいたものにつきましては、この4つの事業にそれぞれ割り振りをして充当しておるという状況でございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁でデータ等よくわかりました。年々増えているということで、非常にいいことではないかなと思っています。平成28年度は210件だったものが平成30年度では435件ということで、軒並み上がっているので非常にありがたい、いいことだなと思っております。

そこでお伺いするんですけど、やはり毎年行っていくというものなので、私自身はこのリピーターをどう増やしていくのか、新規の人ももちろんですが、やっぱり満足度を得てもらって来年もと、リピーターをどう増やすかということが必要になるかと思うんですが、この平成30年度分析結果した中で、そういったリピーターを増やす方策やこういうふうにしたらどうかというような意見が出ているのかどうか、伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 効果的な周知というのが非常に大事だなということを感じております。昨年度行いましたものとしては、新聞広告、新聞の広告欄にふるさと納税の広告を出したことであるとか、後はそれぞれイベントでのチラシ配布などを今後も引き続きですけれども、継続をしていきたいと考えております。

また、リピーターというところにつきましては、これまでに寄附をいただいた方に対して、また御礼の意味も込めてお手紙等も差上げたこともございますので、そうしたことを通じて事業をさらに効果的に周知してい

たいなと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 御礼の手紙というのはすごくいいかと思えます。そこで、御礼の手紙を出すとはやはり満足度というか、出したお金がどこに使われているのかということを受け手にはすごく理解が、納得の気持ちになると思うので大事だと思えます。

その御礼の手紙の中に、その方がここに寄附してほしいというところのどのようなものに使われましたよというような結果の話も付けての御礼の手紙になっていたら、私はいいと思うんですが、そういった内容的にもどのお金をあなたの寄附を使わせていただいたという結果報告みたいなものも入っているのかどうか、伺いたいと思えます。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 御礼の手紙の内容まで、済みません、今、把握をしていないところですが、市のホームページなどではいただいた寄附の、4つ事業ございますが、それぞれの事業に寄附額幾ら充当させていただいたというようなことで公表はさせていただくという状況でございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 また、手紙の内容を確認していただければと思えますが、やはりホームページに行く人もいればいいんですが、なかなかもう寄附したので終わりというような方が多いと思えますので、やはりそのお礼の手紙の中にホームページの内容でいいと思えますので、それをつけていただいたり、あとこうした具体的な事業、子供たちのこういった環境が直りましたよというような写真付きであわせて出していただければ、その方々の満足度というのはすごく広がって、リピーターにつながっていくという要素もあるかと思えますので、ぜひ今後の検討課題でお願いしたいと思えます。

あともう1点ですが、効果的な周知という

のは本当に私自身も大事だと思っておりますが、新聞に出したよと、それでイベントのときにはチラシも配ったということで、非常によかったのではないかなと思うんですが、1点、こうした方々の資料を読みますと、大体ネットサイトから入る方が多いものですから、そのネットサイトの掲載を広げていくということが必要になるのではないかなと思うんですが、新城の場合はこのふるさとチョイスという1つのサイトだけに載せていると、調べたら1サイトしか載せてないのではないかなと思うんですが、その状況を伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 市へのふるさと納税の方法としまして、インターネットサイトを御利用いただく方は、委員おっしゃられるようにふるさとチョイスというサイトから入っていくことができます。そのほかについては、直接新城市に申請をしていただく方もおみえになります。

多くは、インターネットを介してそうしたサイトを通じてふるさと納税をされる方が多いわけですので、今後につきましては、そのほかのサイトも採用していくかということについては、今後検討していく課題かなと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひ、サイトを広げてしていただきたいと思えます。楽天のサイトもありますし、ほかのサイトもありますのでそういったところに出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

あと1点、新城らしさもやっぱり出したいだけとありがたいなと思うんですが、例えば新城ラリーのビップ席とかそういったのも返礼品として出してもらったりとか、あと野菜も高い野菜ではなくても1つの段ボールにジャガイモとかキャベツとかそういった詰めた物も手広く、新城らしさが出るような返礼品というものも必要ではないかと思えます

が、その点のバラエティーをもう少し増やしていく、新城らしさを出していくということは検討されているのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 返礼品の御礼の品につきましては、平成30年度末で先ほど申し上げました82品目でございました。これは、どんどん増やしていくと考えておりました、現在ですと93品目だったかと思いますが、増やしております。

委員、おっしゃられるように、野菜の詰め合わせなどもありますし、いろんな魅力ある商品、御礼の品も含めてふるさと納税という制度を周知していきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 よろしく願いいたします。

次の2の1の17配食サービス空白地域解消事業になります。114ページです。報告書は28ページになります。

2点ございます。

委託業者が配食エリアを縮小したため、空白地域が拡大しとのことですが、どういう事態になっているのか、どういうことなのか伺いたいと思います。

2点目は、現状と課題を伺います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 「委託業者が配食エリアを縮小したため」とありますのは、歳出の3款2項4目の配食サービス事業におきまして、委託しております弁当事業者が都合により配達できないということで、エリアを縮小したため、ということです。

それから、「空白地域が拡大し」とありますのは、その結果としてまして2款1項17日本事業における配食サービス空白地域解消事業による配食エリアが拡大したということでございます。

現状と課題につきましては、数年前から配食サービスを委託しております事業者から配達に苦慮しておるとい話を聞いており、実

際に配食サービス空白地域が拡大しておる状況です。

現在のサービス水準をどのようにして維持していくかということが課題と認識しております。

それから、ここで先ほど地域のおしゃべり事業の実績ですけれども、おしゃべり隊員登録人数が9名、若者が9名登録しております。それから、事業ですけれども6カ所で高齢者の方々との交流をしていただいたということで、高齢者の人数が、1回目から6回目までそれぞれ20名、15名、17名、12名、20名、60名と延べ144名ということです。よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。それでは配食センターのことでお聞きしますが、今までやってくださっていた配達の事業者ができないということなのですが、主な理由というのは把握しているのか伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 主には、配達に苦慮する理由としまして2つございまして、1つ目としては配達して下さる方になかなか来ていただけない状況ということと、あと配達する件数が距離のあるところで点在しておりますので効率的に非常に悪く、事業者としては採算の面でどうしても続けることが苦しいということが主な原因と考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。大変本当に配達が悪かったり、効率が悪いという距離があつたり、配達の方がなかなか確保できないということで配達ができないということで、深刻な状況だと思っております。

新城は、本当に愛知県下でも2番目、3番目に広い面積をもっていますし、人口も減っているということを考えれば、確かに大変な状況で考えないといけないなと思って聞いて

おります。

この問題はすぐには解決ということは難しいかと思えます。今後も課題として、私自身も考えていきたいと思えますが、あと成果を見ますと、その空白地域が拡大をしまっているという一方で、前年度よりも実績は増えたと書いてございます。これは、ほかの地域でお願いするという、新規の人が増えたという理解なんでしょうか。この現状のところを教えてください。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 3款2項4目におきまぬ配食サービスの実績につきましては、やはり登録者数は減少、エリアも縮小という傾向です。

それから、空白地域につきましては、そちらをカバーする形でやっておりますので、波はありますがほぼ横ばいの状態かなと認識しております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。この報告書の主な内容、工夫、成果のところ、下段のほうですが、「委託業者が配食エリアを縮小したため、空白地域が拡大し、前年度より実績が増えました」というのは間違いで、減りましたという誤植ということで理解をすればいいのかなと思ってますが、その見解があれば教えていただきたいのと、あとやはりこうした事業は、孤独な孤立しがちな高齢者というのは、今後増えていくという認識なのかその2点、伺いたいと思えます。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 失礼しました。報告書が「増」となっておりますが、やはり地区によって差がありまして、増えた地域もございりますが、ここに書いてあります月曜日から金曜日、地区によっては実際にゼロになってしまったというようなこともあったり、波があるというのが現実のところ、

ということで、なかなか今後対象の方が増

えるかどうかにつきましては、見通しが非常に難しいところだと、こちらに関しても難しいところでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 理解をいたしました。

それでは、次の質疑に入ります。

森林資源活用事業になります、報告書は33ページです。

2点ありまして、1点目が薪ボイラーの導入や薪の供給状況などの現状を伺います。

2点目、いつごろ実現する事業、状況なのか伺います。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、1点目の薪ボイラーの導入や薪の供給状況などの現状からお答えさせていただきます。

薪ボイラーの導入につきましては、平成30年の11月8日にボイラー棟建設工事に着手し、翌平成31年3月15日に工事が完了しました。

それから、燃料となる薪につきましては、2月より生産を開始し、3月末時点で約75立方の生産を行ったところです。

なお、薪の生産・供給につきましては、市内の素材生産業者や木の駅の活動などから搬入される間伐材を使い、本事業で整備しました薪割り機を使用し生産を行いました。

続いて、2点目のいつごろ実現するのということですが、昨年度末時点では薪ボイラーの運転は設置業者の引渡試験の試運転を行ったところです。新年度、今年度から順次ボイラーの運転を開始しているところです。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この薪ボイラーの導入で、市内の森林活用になるということは本当に非常に可能性があって、いいことだなと私も感じております。

今の答弁では、ほぼボイラーも3月に完了してまして、薪の生産も行っているというこ

とで、引き渡しも順次しているということで、このシステム、ボイラーの導入、薪が来る、それを使ってお湯を沸かしていくという事業はほぼ完成して、もう動いているという認識でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 はい、その認識で結構です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひそれを進めていっていただきたいと思います。

あと、資料も見させていただきましたが、薪の生産のフローで、私も今後の薪がうまく利活用されて供給ができればいいなと感じておりますが、今後の今の見通しとしては、この薪の生産、供給のフローどおり、状況は少しずつでも拡大し、進んでいくという認識で理解していいのか伺います。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 薪の生産、供給については、先ほどから説明しておりますけれども、まず素材の生産、搬入が安定的にすることが第一と考えておまして、木の駅の拡大の説明会などを開催して、広く市民の皆さんへ周知するなどして、この活動を循環させていきたいと思っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひいろんなPRをしながら周知して進んでいっていただきたいと思っておりますのでお願いします。

次のグローバル人材育成事業委託料になります。報告書については3ページになります。

1点ございまして、このユースの部においてアプリを完成させたと書いてありますがこのアプリというのはどういった内容のものなのか伺います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 平成29年に初めて若者のみを集めて本市で開催をしましたユースアライアンス会議でこの観光アプリ、観光

ウェブアプリケーションが提案されました。それを受けて、昨年度開催しましたニューキャッスル・アライアンス会議2018のユースの部で連携を強化するため検討してきた情報発信のツールとして完成をしたというもので、名称を「コネクスル」というアプリケーションを完成させたところでございます。

このアプリにつきましては、このアプリに登録した方は、自分のまちの観光情報を文化や自然、イベント、食事などのカテゴリーに分けて投稿することができるというものでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このアプリの内容、わかりましたが、それは自分の住んでいる国の食事だとか文化とか、そういったのがこのアプリを使って発信ができるというようなものでいいのかなと理解をしておりますが、それでいいのかというものが1点と、このアプリの作成に幾らぐらいお金がかかったのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まずアプリの開発に係った費用でございます。アプリの開発に係る費用として89万1千円の費用が支出の中の内訳となっております。

発信につきましては、それぞれ各国のニューキャッスルの若者がそれぞれで自分のまちのいろんな部分、文化、自然、イベント、食事などを投稿していただけると、例えば日本に行きたいという若者がいたときには、こうしたアプリを参考に新城にお越しいただいたときにはどんなところを見たいとか、こんなところがあるんだなというようなことが、これを利用する若者がわかるような形にそれぞれの国の人が登録してつくるというような形になっております。

まだ一部試験的ではありますが、ホームステイの情報なども載せるということもできる形を考えております。ただ、まだ今の

ところは、表示される言語が英語のみとなっておるといふところもありますので、まだまだこれから細かいところは詰めていかなければいけないという状況でございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。私自身、費用対効果も含めてどうなのかなということまで聞かせていただきました。

わかったらでいいんですが、今、このアプリは何人利用があるのかということと、あとこれは周知をされているのかどうかというのを教えてください。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 済みません。登録者数を、今、資料を持っておらないのでわからないところです。私もアプリをダウンロードしましたが、サイトにアクセスをしていくと、登録している方はそこで何人というのがわかるわけですが、また確認をさせてもらいたいと思います。

この周知につきましても、いろんな部分を通じて周知はしていきたいと考えておりますけれども、まずはこれからまだ開発はしましたが、どんどん充実をしていくという段階も含めまして、いろんな部分で周知をしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 せっかく89万円もかけてこのアプリをつくったわけですので、しっかり英語だけではなく日本語とかほかのアライアンスの人たちの言語を含めて、充実してやっていただきたいと思いますが、やっぱり予算も限られておりますので、しっかり大事に税金を使っていただきたいと思っております。

次の2の2の2市税等収納強化事業について、入りたいと思います。

2点ございまして、事業内容や状況を伺います。

滞納者への対応は大変だと思いますが、どういう状況で対応されているのか伺いたいと

思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 市税等の収納強化事業につきまして、その事業内容でございますが、税務課にて採用しております徴収嘱託員2名によりまして、滞納金額がおおむね50万円以下の滞納者の居宅等に臨戸いたしまして、納税の催告を行うものです。少額の滞納や納付忘れ等に対しましては有効な対策であると考えております。

平成30年度におきましては、延べ3,512件を訪問しておりまして、5,379万9千円の収納実績がございます。

続けて(2)の滞納者への対応についてでございますが、滞納者への臨戸徴収等の現状につきましては、滞納状況は滞納者ごと千差万別でありますので一概に申し上げることはできませんが、滞納が常習化している滞納者の中には、居留守を使い対応を拒否する方、また、大きな声をあげる方などもおられます。このため、徴収嘱託員は常に2名で訪問を行うようにしております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大変な状況の中で仕事をされているということで了解をいたしました。この件は、今、山口委員も質疑されていまして、理解をいたしましたので次の質疑に入りたいと思います。

地方税滞納整理事業についてであります。報告書は34ページになります。

滞納者の最近の傾向や状況を伺いたしたいと思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 地方税滞納整理事業の滞納者の最近の傾向でございますが、滞納者の最近の傾向につきましては、平成23年度以降、高額困難案件につきましては、愛知県滞納整理機構に移管し滞納整理を行い、平成28年度からにつきましては東三河広域連合に徴収課が設置されましたので、納税資力があ

るにもかかわらず納税を行わない方など、高額な困難案件を中心に滞納整理事務を積極的に行ってまいりました。

発足以降8年が経過しておりまして、その効果として、高額で困難であった滞納案件は減少してきていることが伺えます。結果として、現在の滞納者の状況では、納税資力の乏しい滞納者、高齢者の割合が増加している傾向にあるということを感じております。

平成30年度の移管件数125件中65歳以上の滞納者数につきましては30件ほどございまして、割合といたしますと24%となっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 現状等把握できましたので、了解いたします。

この8年間でいろんな県の滞納整理機構にお任せしたりとか、広域連合もかかわっていたりということ減少はしているということは理解しましたが、今後、やはり私自身も本当に深刻に捉えているんですが、高齢者が増えてきて収入が少ない方が多くなって滞納をしていくという生活困窮者が増えていくという現状がここでもあらわれているのかなと思うんですが。

その中で少額でも払えないというような方々が増えていくのではないかなと思うんですが、そういう中でこの滞納者とかかわり、ちゃんと生活再建も含めた補助事業だとか、ほかの支援策もあるよという状況もあわせて説明をしながら、滞納を分割でもいいので支払ってくださいとか、そういったフォローのほうもしっかり現場ではやっているのかどうか、ただ滞納しているから払いなさいという一辺倒ではなく、そういったこともあわせてやっているのかどうか、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 滞納者の方の状況につきましては、さまざまな状況があるかと思っておりますので、そういった滞納者の方に対しては

一括納付は難しいものの分割納付が可能な場合は、資力に応じた分納を認め、滞納者の生活支援と納税の秩序の維持に努めながら相談の対応をしております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

ここで再開を13時とし、休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後1時00分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

栗田税務課長から発言の申し出がありますので許可します。

栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 先ほど、歳入1款市税のところ、山口委員から質疑がありましたことに対する回答につきまして、一部訂正がございましたのでよろしくお願いいたします。

質疑の中で、「強制執行はあったのか」という質疑がございましたが、「なし」と発言をいたしました。それを訂正したいと思います。

強制執行につきましては、一般的には公報、公のほう、または司法上の義務を国家権力によって強制的に実現する手続を意味し、行政上の強制執行と民事訴訟法上の強制執行を含むとございます。

これに対しまして、差し押さえというものが実際実施をしております。この差し押さえにつきましては、行政から行う行政的な徴収となりますので、広い意味での強制執行ということに該当いたしますので、訂正をさせていただきます。

なお、広域連合での差し押さえ件数が64件ございまして、市のほうでも16件ございまして、お願いいたします。

○下江洋行委員長 ただいまの税務課長の発言の訂正においては、委員長において認めま

す。

次に、杉浦政策企画課長から発言の申し出がありますので許可します。

杉浦企画政策課長。

**○杉浦達也企画政策課長** 歳出2款1項17目で、浅尾委員より質疑をいただきました内容で、2点追加で御説明をさせていただきましたと思います。

まず1点目、ふるさと納税の関係で寄附をされた税金が主に何に使われているのかということに関連しまして、御礼の手紙のことについて御質疑いただきました。

平成30年度、昨年度実施しております御礼の手紙につきまして、10月時点でその前の年、平成29年度に寄附をいただいていた方の中で平成30年度、まだ寄附をいただけていない方につきましては、10月ですので既に平成29年度の実績も出ている時期でございますので、こういった事業に使ったかというようなことも事業名をあわせて御礼の手紙として通知をし、あわせて申込書も同封しまして再度御協力いただきたいというような形でやっております。

写真などの掲載については、しておりませんでしたので、今年度もう予定をしておりますので、写真等、事業名、事業に関連する写真があればそれも掲載したいと考えておるところです。

2点目ですが、ニューキャッスル・アライアンス会議の関係でユースの部において完成をした観光アプリについて、登録者数でございます。現在のところ、83人登録をされております。そのうち、日本の新城、新城市の方が34人登録をされておるといった状況です。

来年の次回のニューキャッスル・アライアンス会議、スイスで行われるところのユースの部につきまして、再度この観光アプリについても充実する内容をまだまだ検討していくということでございますので、さらに登録者数等も増やしていきたいなというところがございます。

**○下江洋行委員長** 次に5番目の質疑者、澤田恵子委員。

**○澤田恵子委員** それでは、早速歳出2款1項17目地域活性化事業費、高速バス運行事業、ページ数は112ページです。

この事業への評価を伺います。

**○下江洋行委員長** 川窪公共交通対策室長。

**○川窪正典公共交通対策室長** 今の御質問にお答えする前に、1点、午前中浅尾委員からいただいた再質疑の中で、高速バス事業の平成30年度分の精算額、予定収入額と実績であったものでございます。それを先にお答えさせていただいてよろしいですか。金額が692万3,925円、こちらが精算額になります。ただし、これにつきましては、御説明指し上げたとおり令和元年度予算の中に入っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、澤田委員からいただいた質疑について御答弁させていただきます。

本事業の評価につきましては、利用者数は前年度微増にとどまりましたが、徐々に高速バス「山の湊号」の認知度が市内外に浸透してきたことや、利便性を知っていただける方が増えてきたことに加え、名古屋市内でのイベントにおけるPR活動、鳳来寺山への企画切符の発売、中日新聞名古屋版への広告掲載など、名古屋方面からの観光客誘致に重点を置いて実施した対策が功を奏し、週末の利用者が増加していること、さらには高速バスを利用した観光客の増加を感じている市内観光事業者等からの期待の声などから、運賃収入を補う経済効果を地域にもたらしていると評価しており、適切なPR活動と二次交通の充実を図ることで、利用者の増加と経済効果の増加を望むことができると考えているところです。

**○下江洋行委員長** 澤田恵子委員。

**○澤田恵子委員** 今の評価については、浅尾委員への答弁によって理解をしております。

今回、お聞きしたい内容がこれに基づいて、当初この事業が発足しましたのは、平成27年の8月、新城市まち・ひと・しごと創生本部会議というのが開かれまして、その中でこの総合戦略事業として高速バス事業を総合戦略として事業実施に向かうとあったんですけども、このときには庁内職員有志による検討会というのが開かれて行われたということが書いてあるんですけども、現在はこの高速バス事業に対する有志なり検討会というものは存続しているわけでしょうか。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 まち・ひと・しごと創生の総合戦略推進会議として、今現在は全体の事業の中で、高速バス単独ではないですが、全体の事業として検証をしておるとい状況です。庁内の会議は特別設置はしておらないという状況です。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 もう一度再質疑に入ります。

これは創生本部会議として一部を高速バス事業が、その中の1つとして検討していらっしゃるということですけども、2016年の9月定例会におきまして、当時の総務部長から「まち・ひと・しごと創生総合戦略の1つとして位置付けられ、新城市に住みながら名古屋へ通勤、通学のできる環境を整備し、定住人口の確保につなげ、若者が住むことによる活力あるまちづくり、また名古屋からの観光客等による交流人口の増加施策として実施するものである」という形で述べられております。

その中で、この平成28年度終了時に、KPIという言葉が総務部長から出ております。これは、先ほど浅尾委員の答弁にも入ってございました4万5千人を目標として行うということ、しかし、このKPIというのは重要業績評価指数といいまして、「これは業務管理評価のための重要な指数であり、このKPIを正しく設定することは目標を達成する上で

必要不可欠である」と書いてあるわけなんですけれども、現在もまだこのKPIの見直しが、4万5千人を目標として変更がされていないということでしょうか、

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 現在も乗車人数で黒字化を図る数字として4万5千人という数字が出ております。それがまだ変わっている状況ではございません。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうしますと、この中では毎年検証組織による評価意見、利用者アンケートによる意見などを踏まえて運行時刻やバス停の位置、ルート等の可能な範囲で見直しをしております。これについては、得意なところのPDCAということをやられてまして、こういったものが本当に検討されているのか。

これについても、PDCAサイクルによる検証は平成28年度の最終ということで、平成29年の4月には予定しておりますということでしたけれども、これについてはこの検証という意味で発表はされたかどうか教えてください。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 まだ、そちらは公にはしておりません。乗車人数、それから先ほど浅尾委員の答弁でもお答えさせていただきましたが、曜日ごとだとか、便ごとの乗車、どのバス停からどれだけの人が乗って、どれだけの人が下りてると。そうした数字から、ある程度の仮説を立てることはできますが、その範疇にとどまっている状況です。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これは、検証ということで始めた事業ですので、実証実験ですね。これは、しっかりとこの辺をやっておかないと、また来年度も始めるということを一問で佐宗議員が言われたときに、行政のほうは

「来年もまた続けさせてもらいます」ということでお話をされたんですけれども、そういったところをしっかりと検証した上でないと、これは認めるわけにはいかないかと、私は思います。

それから、この利用者のアンケート、こちらについてもごらんになってるかとは思いますが、このアンケート結果を見ますと、大変状況的には、「山の湊」を知っていますか、このアンケートというのは御存じだと思うんですけれども、その中でずっと見ていただきますと、利用したくないという方が20.70%、2017年度は13.6%、まだまだ認知されてない段階でこういう状況だったんですけれども、2019年、本年度、20.70%が利用したくないと、これどういう意味なのか、私は何か思うところがあるアンケートのお答えだと思うんですけれども、こういったこともしっかりと検討していただくということが、2016年9月定例会の当時の総務部長はおっしゃっていますね、利用者のアンケートなどもしっかりと踏まえて、現状を、数字的なものというのはしっかりと出していただいています。それでも、やはりこの中で言われているのは「実証実験としてしっかりと、平成32年度の予算編成時には民間事業者への移行」ということが書いてあるんですね、こちらに。

そういったこと、ちょっとこの間、移行ということまでは、話はされてなかったんですけれども、それから、「あるいは、本事業継続の是非についても検証してまいりたい」ということがしっかりと書いてあるわけなんです。この実証実験をせずに結果を出すということは、これは大変責任のない話だと、私は思います。

原因として、こういうことをしっかりと総務部長がちゃんとこういった形でお話をしているにもかかわらず、そういった検証をしっかりとしていなかったということ、これについては認めるわけにはいかないということ

質疑をさせていただきました。

○下江洋行委員長 続けて次の質疑を進めてください。

○澤田恵子委員 次に参ります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付推進事業、ページ数は122ページです。

こちらはコンビニ交付の導入によりどのような変化をしていったかということが、今回の議員への提出資料にも書いてありましたけれども、事業内容について市はどのような検討をされたかお伺いします。

○下江洋行委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 コンビニ交付推進事業は、市民の利便性向上のためマイナンバーカードの機能を利用して、閉庁日及び早朝、夜間でも全国のコンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の記録事項証明書、戸籍附票の写しなどを取得できるようにする事業であります。

証明書の取得は年末年始を除く午前6時30分から午後11時まで行えまして、新城市に住所または本籍がある方、印鑑登録をされている方は証明書を受けることができまして、時間的・地理的な制約を解消しております。

発行する証明書の種類は各市町村で異なっておりますため、何を幾らで発行できるようにするのか、またコンビニ交付を受けるためには、マイナンバーカードを必要とするため、マイナンバーカードの取得促進の検討を行いました。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 ただいまマイナンバーカードの件もお話が出ました。こちらは平成30年度のカードの交付事業として968万200円ですけれども、平成31年度は506万円と減っているんですけれども、これはもう十分に行き渡ったと思ってよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 交付につきましては増えております。今現在の交付率ですけれども、

交付率としましては平成29年度は8.8%、平成30年度は10%という交付率になるかと思えます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 8.8%から10%に増えたということですがけれども、これは満足いく数字だと考えただけ教えてください。

○下江洋行委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 もちろんこれは満足いく数字ではありませんで、今後もよりマイナンバーカードの取得率を上げていきたいと思っております。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 最後に、どのような形でこのマイナンバーカードを登録していただく方を増やしていくかという中、施策はありますでしょうか。

○下江洋行委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 市としましては、窓口にチラシを置いて、証明書交付者へのマイナンバーカードの取得やコンビニ交付の案内をしていったりとか、また防災無線、広報誌、それからチラシを作成しまして各戸に配布、それから、成人式等の行事に出向きまして、チラシの配布をしていきたいと思えます。

国としましては、これから保険証の利用とかそういったものに結び付いてくるものですから、そういったものを考えるとこれからはもっと増えていくということが予想されます。

○下江洋行委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 歳出2款1項1目一般管理費、防犯カメラ設置事業、72ページです。成果報告書2ページです。

1、補助により、平成30年度は9台、そして市内累計31台の防犯カメラを設置したとのことですが、目的とする犯罪抑止効果は出ているのか、伺います。

2、主要交差点等に設置するとのことですが、

市内で設置が必要と思われる箇所の目標数はあるのか。それに対する達成度はどうか、伺います。

3、行政区、地域防犯団体等への設置への補助を実施したとのことですが、効果を上げるための設置・運用方法等の指導はされたのか、伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 まず1点目の目的とする犯罪抑止の効果は出ているのかという点でございますが、市内における侵入盗などの犯罪件数が減少しているとまではいえない状況でございますが、犯罪の抑止には有用と考えております。

防犯カメラの設置箇所付近で交通事故ですとか犯罪が発生した場合においては、防犯カメラの記録映像が犯人特定の手がかりとなり、警察の捜査にも活用され事件の早期解決につながっているところでございます。

2点目の目標数とその達成度でございますが、市で設置します防犯カメラにつきましては、過去の事故統計等を元に主要交差点や駅駐輪場等に設置をしております。具体的な目標数については特に設けておりませんが、必要と思われる箇所にはおおむね設置できたと認識しております。今後の設置場所につきましては、警察等と協議を行いながら、より効果的な場所への設置を考えていきたいと考えております。

3点目の効果を上げるための、設置・運用方法等への指導の件でございますが、行政区・防犯団体等から防犯カメラの設置について御相談があった際には、周辺の設置状況を踏まえ、より防犯効果が上がる場所や設置位置について助言を行っておるところでございます。

防犯カメラの設置とあわせまして、「防犯カメラ稼働中」であることの看板を設置していただくなど、カメラ本体と両方で犯罪抑止につなげることも助言しているところで

ございます。

また、設置後の維持管理や警察からの記録媒体の提供依頼につきましては、それぞれの設置団体において行っていただくこととなりますので、相談時において事前にその辺の御案内をさせていただいている状況でございます。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 1点目でございますけども、犯罪抑止効果が大きな目的ということで、この防犯カメラの設置をしているということでもありますので、効果は出ているのではないかとということでもありますけども、比較すれば防犯灯が大分増えまして、夜でも人の目が届くということはかなり効果が上がっていると私は思っていますし、そういうデータ、結果も出ていると思います。犯罪者は、暗いところ、人の目が届かないところということでそちらに行って何かよくないことをするというようなことがそれが心理ですので、防犯灯についてはかなり効果があるかなと思います。

この防犯カメラですけども、大分設置されてきました。ただ、今、言ったように人の目が届くということで、カメラを犯罪抑止効果ということで使うということが大きな効果ではないかなと思いますので、今、どこについているのか、どれだけついているのかということが余り伝わっていないということでありまして、よく観察すれば防犯カメラが作動中であるとか、ついてますよということがわかるわけですけども、そういったPR的な効果、市民全体に防犯カメラがついていますよというようなことをもう少しアピールすることが犯罪抑止の効果につながっていくと私は思っていますけれども、そういった点で平成30年度においてまだまだ足りないのではないかなと思っておりますけども、その点についての考え方等、伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 先ほど御答弁でも申し

上げましたが、カメラの設置とあわせて、防犯カメラ監視中という表示をできるだけ目立つようにして、地域全体でそういった防犯対策に取り組んでおるというのを、犯罪者、そういった外向けにPRしていくというのは犯罪抑止につながっていくと考えておりますので、市で設置したところ、まだそういったPRが十分でないところもございますので、その辺の表示等の設置、また今後設置していただく行政区等での補助等で設置していただくものにつきましても、できるだけそういったところの表示を目立つようにしていただくような指導もしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目です。

過去の事故実績等に基づいて主要な箇所、必要であろうと思われる箇所についてはほぼ設置ができたという御答弁だったかなと思いますが、3点目とあわせてではありますけども、地域の方々から防犯灯の設置というものがまだまだあそこにも要る、ここにも要るという声が上がっております。

ですので、やはり暮らす方にとっては、あそこはちょっと危険というか何か起こりそうな場所だなというようなところが見受けられるということでもありますので、そういったところを含めるとまだまだ設置必要箇所というものはあるかと思うし、市のほうもその点について手を差し伸べていくところがあるのではないかと思いますけども、どうでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 主要な交差点ですとか、駅前といったところの設置につきましては、おおむねという認識でございますが、まだ主要幹線道路から入りましたいわゆる生活道路ですとか、地区の集会施設ですとか、そういったところにつきましては、まだ当然十分ではないという認識は持っておりますので、必要に応じて市で設置する場合もございまして、

補助制度を活用して地元のほうで設置していただくということで防犯カメラの設置自体を推進していきたいと考えております。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

7番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出2款1項9目企画費、自治基本条例運用事業、92ページです。成果報告書は14ページです。

市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくるといった条例の目的から見た新城市市民自治会議、新城市市民まちづくり集会、女性議会、中学生議会の評価は。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 市民が主役のまちづくりを進めることで、行政も市民と協働してまちづくりを進めてきました。

自治基本条例が目指す「元気で住み続けられ、世代のリレーができるまち」を実現するため、新城市市民まちづくり集会など着実に運営され多くの市民が参加し、一定の成果を上げてきていると考えております。

例えば、女性議会では過去に参加した経験者が今年度参加する女性議会議員のサポート役での参加、中学生議会では、若者議会がかかわって実施するなど、新たな仕組みが生まれています。また、女性議会、若者議会経験者が、市民まちづくり集会実行委員や、市民自治会議の委員になるなど、次なる活躍の場でまちづくりに参加しております。

このことから条例の目的である世代のリレーができるまちづくりが着実に充実してきているものと捉えております。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 それぞれ何年かたつわけですが、続けて行っていることで、やはり進化していくというような形になっているのではないかと、そして、おのおのの事業が参加された方々が次の事業、次の事業へとステップ

アップしているというのも見られると受け取りました。

職員もそれぞれの市民を主役にするためのバックアップというの一生懸命なさっているという感じも受けます。

中学生議会についてお聞きしたいんですけど、今年度はやり方を大きく変えられました。そこで、平成30年度の中学生議会が終わった後、例えば学校関係者等々にいろいろと御意見というのは聞かれたのでしょうか。確認します。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 中学生議会に関するアンケートということで、中学生議会の生徒さんにアンケートをとりました。その中で、皆さんいろいろと御意見を伺っております。ちょっと1個だけさせていただくんですけども、中学生議会で十分に発言することができましたかという答えに対して、19名の方がはい、いいえという方が11名、パーセンテージにすると65.5%と34.5%という答えが出ております。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 19名がはいで、いいえが11名というのは、これはどう評価されているわけでしょうか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 細かい数字を言ったんですけども、内容が中学生の皆さんが一生懸命参加されて、皆さん満足されているんですけども、手を挙げたけど当ててもらえなかったとか、予想していた回答と違ってちょっと質問できなかったって、自分の中でのそういう悔しさとかそういったところから来ているのかなと思っています。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 なるほど。ということで、形をいろいろ試行錯誤されて変えてきたと受け取りました。

平成30年度の生徒さんたちが提案されたこ

とに対して、市政にこういったことは反映していこうとか、そういうお考えというのはお持ちなのでしょうか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 この事業の中に、新城市市民まちづくり集会とかも入っております。そういったところで、市のほうから昨年度は観光だったと思うんですけども、いろんな部分で市のほうが参考に取入れていると考えております。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、平成30年度に生徒さんたちが提案されたことに対して、ほかの事業にも取り入れて参考にしていこうというような形になっているということでしょうか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 中学生議会で言ったことは、言い放しではなくて、出た意見をそのままストレートに全てそれだけをやるという形ではないと思うんですけども、参考にして事業を進めていくということでありませう。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 市民が主役のまちづくりを推進ということなので、そういった生徒さんたちが発言されたことに対してこういうふうにかかされているよということを生徒たちも聞くと、励みになるのではないかなと思います。

以上です。

○下江洋行委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

8番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、歳出2の1の17地域活性化事業費、若者が活躍できるまち実現事業について、成果に対する市の評価と今後の課題ですが、先ほど浅尾委員の答弁にもありましたので、簡単でいいので御説明をお願いします。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 本市の若者政策は、若者総合政策と若者議会の2つの柱で成り立っております。

若者総合政策は、25歳成人式、若者ITチャレンジ講習、若者チャレンジ補助金など多くの若者がさまざまな機会を通じて、郷土愛を育むことや新しいまちづくりに参加する政策を進めております。

若者議会は、6つの事業と運営改善に関する事項を答申いたしました。

若者のまちづくり参加の仕組みが着実に定着し浸透しているとの成果が見られる一方、政策答申のみならず、より多くの若者委員かも新城、地域を知ることからはじめ、まちづくりの楽しさを知ってもらうことが今後の課題であると考えております。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 内容、しっかり確認させていただきました。細かいところ、説明いただきたいんですけど、報償費について解説していただけますか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 報償費について御説明いたします。

112ページの非常勤特別職報酬というのは、若者議会の議員さんの議会にかかわるところの報酬です。

その臨時賃金の下での報償費なんですけど、こちらは若者議会の皆さんが、それぞれ分かれて分科会だとかいろんなところで勉強するそのときのお金であります。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 よくわかりました。ありがとうございます。

1点確認なんですけど、確か去年の若者議会のメンバーからこちらの報償費について、もらい過ぎなんじゃないかという意見が若者議員自身からあったと思うんですけども、そういったものに対する検討とかはなされてい

ますか。

○下江洋行委員長 加藤自治振興課長。

○加藤千明自治振興課長 去年の委員から報償費がいろんところで全て出ると活動がしにくくなるというような内容だったと思います。今後、検討してまいりますのでよろしくお願いたします。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

9番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 歳出2の1の1一般管理費、訴訟事務経費、P74。

事業の実績を伺います。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 事業の実績でございますが、庁舎移転補償に係る損害賠償請求住民訴訟の対応のための職員の出張旅費としまして1万6,800円、委託料として顧問弁護委託料91万2千円と境界確定等請求事件の訴訟弁護委託に係る着手金32万4千円で合計123万6千円、賠償金として2件の事故等に係る損害賠償金が25万9,338円でございます。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この中で一番お金がかかったのは移転補償の裁判ということだと思いますけど、これは裁判に係る費用というのは、皆さん御存じのように大分かかるんですが、大体この裁判、今年になって解決したということなんですが、何回ほど裁判所へ出廷したんでしょうか、この移転補償についてだけでいいです。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 平成30年度の決算におきましては、庁舎移転に係る住民訴訟の関係は旅費のみの支出となっております。旅費につきましては、名古屋の地裁に計4回分の出張をしております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 裁判というのは何回もやるものですから年をまたぐということはわかっ

ているんですけど、当市の顧問弁護士料、大体1年間で契約を毎年していると思うんですけど、これはその都度裁判に係る費用が増えた場合は追加していくとは思いますが、大体1年間の顧問弁護士料についてはお聞きできませんでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 先ほども御答弁しましたが、顧問弁護士委託料としまして年間91万2千円を支出しております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 済みません、ちょっと勘違いしてました。

この顧問弁護士料はどこでも市が弁護士に払っていると思うんですが、この裁判がかかっているその案件によって違うんですけど、法務というのが行政のほうにあるんですが、全てにかかわったものについていつも弁護士がかかわってくる、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 庁内で法務的な相談案件等が発生した場合に、まず行政課の法務係のほうで一度お話をお聞きますが、より専門的な法的見地が必要ということであれば、顧問弁護委託の中で弁護士の先生に案件を相談いたしまして、回答をいただいております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 係る費用はわかるんですが、できるだけ経費も削減したらいいじゃないかと思って伺ったんですけど、法務の仕事というのも結構あると思うんですけど、裁判に行かなくても解決できるような方法というのは、やはり考える必要があると思うんですけど、その点についてそういう検討とかそういうものはよくされておるんでしょうか。

○下江洋行委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 全ての案件が裁判に行きつくということでもございませんし、そう

ならないために顧問弁護士の先生に相談して、事前に解決をしていくというスタンスで考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次行きます。

2款1項4目財政管理費、「ザイセイの話」発行事業、P82。平成30年度主要施策成果報告書は11ページです。

成果と今後の課題を伺う。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 「ザイセイの話」は、市の財政状況や予算の内容などを市民の皆さんにわかりやすくお伝えすることを目的に、平成18年度から毎年度発行を続けており、平成30年度も市内全世帯へ配布しております。

成果と課題ということですが、平成30年度は、この成果と課題を探るため、昨年12月に市政モニターの方へアンケートを実施しました。その回答結果をまとめますと、全体の2割の方は配布されても全く目を通しておらず、その理由として多かったのが、「難しそうで読む気がしない」というものでした。一方、目を通してくれた方でも、「難しくて理解できない」と6割の方が回答されました。また、全世帯へ配布することに対しては、不要であるとお考えの方が過半数を占めているという結果でもありました。

これまでも、なるべくイラストや図表を用いたり、イメージしやすいように市の予算を家庭の家計簿に置き換えて掲載するなど、改良を加えてきましたが、依然内容が難しいという課題は、このアンケート結果からも浮き彫りになりました。

このアンケート結果を真摯に受けとめ、今年度から「ザイセイの話」の全世帯への配布については見直しを行いました。引き続き作成自体はしますし、どのような方法や内容でお知らせすることが多くの市民の方に関心を持っていただけるかをほかの市町村の取り組みなどを参考に、内容やどんな媒体を使っ

ていくかというところについて研究をしてみたいと思っております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私もこの「ザイセイの話」発行事業は、議員になってから時々言っていたんですが、これはアンケートモニターのおりだと思います。それで、金額的には62万3千円って多くはないんですが、もうスマホやパソコンの時代になってきましたから、そちらのほうに切りかえたほうが僕はいいと思うんですよ。

それで、そういうことを前向きに考えるために質疑しているんですが、区のほう、僕は副区長でお手伝いしているんですが、どうも厚くて、重くて運ぶのが大変ということがありますので、徐々に薄くしていただくような庁内での話し合い等はしていると思うんですけど、スマホを重点的にやっていただきたいと思えますけどその辺はどうでしょうか。

○下江洋行委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先ほども申し上げましたとおり、今年度から全世帯の配布というのは取りやめまして、ホームページでのPDF等に加工してお見せするというのと、必要な方が紙での必要ということがありますら、財政課のほうにお申し出いただければ、ある程度の部数は庁内印刷で対応したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 次の2の1の9企画費地域おこし協力隊運営事業、P92。平成30年度主要施策成果報告書13ページです。

成果と効果をお願いします。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 都市から地方へ移住し、地域協力活動に従事する地域おこし協力隊について、本市では平成25年度から隊員が活動しておりますが、平成30年度は観光課、スポーツツーリズム推進課、それと商工政策課で受け入れたそれぞれ1名、計3名の隊員

が、地域内外の方々と交流を深めながら、地域力の向上を目指して各活動に取り組みを行いました。

成果と効果についてでございますが、作手地区で廃校舎を利用した農家レストランを運営する隊員については、昨年度で任期を終えておりますが、終了後も地域に住んで、継続してレストランの運営をしております。

また、観光課で受け入れた隊員につきましては、昨年度実施をしました湯谷温泉の湯めぐりイベントであるとか、地元のダンスチームの方と協力して行いました湯谷温泉大盆踊りなどを通して、多くの方が湯谷温泉に再度足を運ぶようなきっかけづくりをつくることとなりました。

こうした地域協力活動を行い、続けていくことで、地域のにぎわいを創出し、地域の活性化や地域力の向上に貢献できていくものと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今回、総務消防委員会で視察に行ったときに、JOINというところに行ったんですけど、そのときに各市町からはいろんなパンフレットが来てたんですけど、予算的には1万8千円ですから少ないと思うんですけど、JOINの会員になっているはずなんですけど、資料がなかったものですからその点についてはどのようなお考えをしておりますでしょうか。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員おっしゃられるようにJOIN、移住・交流推進機構のことだと思いますが、そちらに新規の隊員募集につきまして、昨年度は、チラシにつきましては、そのJOINのウェブサイトを活用するというようなことをやっておったわけですが、チラシについてはなかった部分があればそちらも準備させてもらいたいと思います。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次に行きます。

2の1の17地域活性化事業費、高速バス運行事業、P112。平成30年度主要施策成果報告書は24ページです。

成果と今後の課題を伺う。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 本事業の成果につきましては、さきの浅尾洋平委員、澤田恵子委員の質疑でお答えしたとおりでございます。

今後の課題につきましては、市民の方々に高速バス「山の湊号」の利便性を知っていただき、利用していただけるよう認知度を上げていくとともに、利用者の増加と経済効果が見込まれる観光客誘致について、名古屋方面における効果的なPR活動、市内観光業者との連携を図った魅力的なコースの開発、二次交通の充実などが挙げられます。

さらには、貨客混載による安心安全な新城産野菜等の販路拡大を検討するなど、利用者増加以外にも高速バスの付加価値を高めていく必要があると考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私もどんどん乗ってみてわかったんですけど、便利で安くて快適で、これはいいわと思ったんですけど、一番の問題は採算性だと思うんですけどね。いろんなことを今までやってきましたが、結局採算性が悪いということと、国からの当初の出してもらえるお金がだんだんなくなって、今、実際ほとんど市税のほうから出しているということで、このことについては、先ほど浅尾委員の中でも聞いたんですけど、アンケートを実際とつても、利用している人はいいというはずなんですけど、使っていない人たちの意見のアンケートとかそういうものは、今まで課題とかそういうことで出てきたことはなかったでしょうか。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 ささまざまな御意見がございます。やはり、継続を望む方も見えますし、バス事業自体は不要だと思われ

る方も見えます。そうしたさまざまな御意見をいただいた上で、総合的に考えていかないといけないかなと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当初も、このバスの件については大分市民の中で話が出たと思うんです。それで、こういう市を宣伝するためにスタートしたのが、だんだん花が咲いて実になってくればいいんですが、ちょうど咲きかかりのまま中途半端になっているのが現状だと思います。

ですから、使っていない人たちの意見というのは実際聞いてないんじゃないかと僕は感じたものですから、きのうの敬老会でも「そんなバスがあるのか」とお年寄りが言うところもあるし、先ほど希望する方も多いいいことなんですけど、希望しない方も多いいいことなんです。それをもう少し市内ではアンケートから話し合いがどうも詰めてないんじゃないかと思うんですけど、今後とも一般質問で先ほど佐宗委員の話が出てましたけど、続けていくということを感じていますので、どうも市民からにこれは少しお金を使い過ぎてるんじゃないかという意見があるんですが、全くそのようなことについては市内でも意見は出なかったんでしょうか。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 市内での意見ということがちょっと私、少し理解ができませんが、単純に要る要らないという議論だけではなく、やはり投資効果、経済効果をもたらすもの、そこまで広く考えた上で存続の判断をしていくものだと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 経済効果を当然考えて、交流人口、いろいろ説明のときは言うんですが、実質、よく使われている話を聞いても、新城より奥の東栄町とか設楽町の方は、非常に便利だと言うんですね。名古屋に行く場合、御園座に行くのはちょうどいいと。

しかし、実際新城の人が利用しているかどうかというところが疑問な点があって、何回か乗って見たんですけど、やはりこの乗車人数の目標値が甘かったのと、それと実際が少ない。バス停を増やしても、目に見える効果が出てないもんですから、ひょっとして市民だけじゃなくて、市内でもそういう話が出るんじゃないかなと思って伺ったんですが、何か出した結果を踏まえて、これはよかったという点があったら1つだけ教えてください。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 出してみてもよかった点というのが、ちょっと私うまく理解ができなかったんですが、ただ経済効果のことも当然ございますし、まだまだ試してみる、例えば便数を曜日によって変えてみるだとか、時間帯の工夫をしてみる、バス停の場所は本当に藤が丘でいいのかどうかとか、本来は検証すべきことはまだ山ほどあるのかなと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ですから、スタートのときから少し見立てが甘かったんじゃないかということのを僕は言っているんですよ。ただ、便利でいろんな効果があるということで、飛びついてしまったような感じを受けます。

今さらもう3年、これでまた4年目に入ると。ですからこの辺をもう少し考えていただきたいと思って質疑したんですが、私の感じるところでは、市民の中では「便利かもしれないけれど、費用対効果や採算性が合わないから」ということをよく聞きます。何がいいなんてことを言ったらそれぞれ違うんですけど、やはりこの辺はよく考えていただきたいと思って質疑しました。

このままいろんな計画を立てているようですが、考えられることは全部考えたと思うんですけど、ほかにもまだ計画があったら、最後になりますけど教えてください。

○下江洋行委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 先ほど御答弁申し上げたとおり、まだ試行錯誤し切れてない部分があるとは思っております。それは曜日ごとの便数だとか、時間帯だとか、発着場所ですね。そうしたところについては、まだまだ試行錯誤、もしくは検証してみる必要はあるのかなと考えております。

○下江洋行委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午後1時57分

再 開 午後2時00分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、社会福祉総務費の生活困窮者自立支援等事業について伺います。報告書は41ページになります。

1点目は、事業の主な内容、工夫を伺います。

2点目は、新規相談受付が少なくなっているというのが見えますが、状況がよくなっているということなのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 生活困窮者自立支援等事業は生活に困窮している方に対し、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行い、困窮状態からの脱却を図ることを目的とした事業で、自立相談支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業などにより自立に向けた支援を行うものです。

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載したプランの作成等を行います。

家計相談支援事業は、家計に関する問題について情報提供や助言を行い、あわせて支出の節約に関する指導、その他家計に関する継続的な支援を行います。

学習支援事業は、対象世帯の子供に、安心して過ごし学ぶことのできる居場所を提供し、学習習慣の定着や学習意欲の向上を図るものです。

事業実施に当たっての工夫につきましては、生活困窮者庁内検討会議を定期的開催し、税金や使用料などを取り扱う市役所内の各課との情報共有を行うことなどにより、生活に困窮していると思われる方を生活困窮者自立支援事業の支援につなげるようにしております。

2つ目の新規の相談受付が少なくなっているのは、状況がよくなっているかについてですが、生活困窮者自立支援事業の新規相談受付件数につきましては、平成29年度の49件から、平成30年度は34件と件数が減っておりますが、生活困窮者自立支援事業におけるプランの作成件数は15件から23件、家計支援プランの作成件数は10件から18件、学習支援事業への登録者数は20名から23名へとそれぞれ増加しており、今後も生活に困窮している方を本事業の支援につなげるよう工夫しながら継続していく必要があると考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。非常にいい取り組みではないかなと、私は思っています。こうした手厚いというか困っている方々を生活保護の手前でさまざまな支援をしていこうということで本当に現場の方々頑張っていただいているんだなと状況を理解いたしました。

そして、新規相談件数が少ないけれども、内容についてはいろんなプランの件数は多くなっているということで、やっぱり実態は広く、また深く支援の輪を広げているんだなということを理解いたしました。

ここで1件お聞きしたいのが、この庁内検討会議、非常にいい役割をしているのではないかなと私自身は思っておりますが、その中でこうしたさまざまなケース・バイ・ケースの御相談があると思うんですが、そういった中に、先ほども滞納者の件の話も聞かせてもらいましたけど、こうした滞納者も含めて総合的にここに入って、ケーススタディーとかこういった支援事業があるのではないかなというようなつながりも各課の連絡の情報共有とかそういったのもあるのでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 生活困窮者庁内検討会議につきましては、おおむね2月に一度ほど行っておりまして、その中で今おっしゃった税の滞納とかにつきましては、やはり納めないのか、納めることができないのかというのがありまして、どうも納めることができなさそうな御家庭にはこういった家計相談事業といたしまして支出を一度見直すお手伝いをしますよとか、こういった事業があることをどこかの機会でのこの事業の存在をお伝えして御利用につなげていきたいとふうで行っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。そういった本当に弱い立場の状況の人たちを救っていくという状況は、本当に市の行政のあり方としては中心のところの仕事ですので、ぜひ大変だと思いますが頑張ってくださいと思っています。

次の3の1の3障害者福祉費に入ります。重症心身障害児等居場所づくり事業になります。報告書については44ページになります。

2点ありまして、主な内容、成果（保護者や地元小学生の反応など）を伺いたいと思います。

2点目は、評価と課題について伺います。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 ただいま御質疑のありました2題についての説明をさせていただきます。

1番の主な内容、成果等につきましては、重症心身障害児等居場所づくり事業につきましては、長年の地域課題になっていました重症心身障害児等が通う学校が長期休み期間の居場所となる社会資源がないことについて、社会資源の開発と支援人材の育成を目的に、平成28年度から3年間を試行期間として予算化してまいりました。運営は社会福祉法人新城福祉会に委託し、市内の相談支援事業所などが参画して事業を実施しております。

事業名を「しんしろ共育のよくばり夏休み」とし、地元の小中学生を募集して重症心身障がい児と一緒に活動し、触れ合いや交流をしました。平成30年度は、段ボール遊びや夏祭り、スーパーへ車いすを押して買い物に出かけおやつをつくるなどの活動を5日間行いました。

障がい児の保護者からは「ふだんは体験できない遊びや活動が体験できてよかった。地元の小中学生との触れ合いがうれしい」、参加した小中学生からは「障がいのあるお子さんに普通に話しかけたり肌に触れることができるようになった」「将来は特別支援学校の先生や看護師を目指したい」などの感想があり、保護者や参加者から事業継続を強く望む声がありました。

2つ目の評価と課題ということでございますが、評価につきましては、重症心身障がい児と全く接したことがなかった支援スタッフや看護師の人材育成に大きく役立ったこと、市内生活介護事業所で日中活動支援事業を活用して重症心身障がい児の受け入れの試行実

施を検討するなど、社会資源の開発の一步となったこと、地域の子供との交流が共育の一環であるインクルーシブ社会の普及など一定の評価が得られました。

課題は児童発達支援センターや重症心身障害児の放課後等デイサービスなどの社会資源が市内にないこととございます。社会資源が充足できるまで事業継続を要望する意見が出ていることもあり、本事業の継続実施をしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。答弁をさせていただいて、詳しいところまでおっしゃっていただきまして、本当にありがとうございます。非常にいい取り組みをされているんだなということで再確認をさせていただきました。

課題としては、やはり長期の休みのときの重症心身障がいを抱えるお子さんたちが行ける場所がないということの発端だと思います。そこをやはり受け入れができるような場所を早く見つけてやっていただけるということを大きく支援をしていきたいと思いますが、まずこの保護者も小中学生も触れ合いができてよかったということで、大変感動的な声も聞かせていただきました。

1点お聞きしたいのは、これを実施している場所というのはどういったところの場所になるのかということと、あと非常にいい取り組みであると思いますので、このPRとか周知というのは事前にどのようにされていたのかというのをお聞きしたいと思います。ちょっと私、この成果報告書を見るまでは知らなかったものですから、ここで把握したものですから、そういった周知についての話を教えてください。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 この事業の開催場所でございますが、昨年度は西部福祉会館の2階でやっておりました。その前の年は、

西部福祉会館でやっておりました。

実際のPRでございますが、PRについては、小中学生については各学校でその事業の紹介をしていただき、御本人のほうは地域にある相談支援事業所を通させていただいて、PRをさせていただいておるところでございます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、3款3項1目児童福祉総務費、子育て世代包括支援センター運営事業、150ページです。成果報告書は52ページです。

1、相談実績で、対象となった年齢分布を伺う。

2、主な相談内容を伺う。

3、事業の周知方法を伺う。

以上です。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 3題の質問がございましたので、順番に答えさせていただきます。

1番の年齢分布でございますが、子育て世代包括支援センターの相談実績で対象となった年齢分布につきましては、0歳児が4名、1歳から2歳児が30名、3歳から5歳児が52名、小学生が5名、中学生が3名、高校生が2名となっております。これについては延べ人数となっております。

続きまして、2番目の主な相談内容でございますが、主な相談内容につきましては、子供の育てにくさや発達の心配などの育児相談、母親のメンタル、家族関係のこと、ハローワークへの同行をするなどの就労支援、経済的な問題、外国籍のお子さんの入園や入学、学習の相談などさまざまでございます。

続きまして、3番目の周知の方法でございますが、事業の周知方法につきましては、広報ほのかやホームページの掲載やチラシの配

布、児童手当などの手続でこども未来課窓口に来所した保護者の方々に声をかけたり、子育て支援センターや保健センターなどに出向いて保護者の方々と話をしながらこの事業の周知をしてみたいです。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 1番についてはわかりました。

2番の主な相談内容ですが、子供の育てにくさとか、あと母親のメンタル、家族とか就労支援等々なんですけど、この包括支援センター運営事業というのはおおむね40歳ぐらいまでの子供というのかそれぐらいの年齢までを対象にしているということなんですけど、高校生までの相談になってます。いわゆるそれ以上の支援というのはなかったと捉えてよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 この事業でございますが、平成30年度からの新規事業でございますが、当初保健センターや支援センター等に出向いて話をした中、それなりの年代、低い年齢の方々の相談が多かったんですけど、今年度になりましてさらに学校や警察などの関係機関からの相談から、40歳代、もしくは50歳代のケースもちろちらと相談が入ってきておまして、そちらのほうも相談を受けておるところが実情でございます。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますと、自立支援が必要になるとか、そちらのほかの支援へ結び付くような情報共有というのは、平成30年度に考えられていたのかどうか、お聞きします。

○下江洋行委員長 林こども未来課長。

○林 和宏こども未来課長 この件につきましては、どのケースでもそうでございますが、相談内容についてがそれぞれいろんな内容でまちまちでございます。多岐にわたったさまざまな担当課との連携を結ぶ必要がございます。

して、その都度相談があったたびに各課に依頼をかけてケース検討会議のチームをつくって、相談を進めさせていただいて解決に向かって話し合いを進めておるところでございます。

○下江洋行委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、4の1の2保健事業費で、健康教育事業、ページ数は164ページになります。

バブルサッカー事業の利用状況を伺います。

○下江洋行委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 この事業は、いきいき健康づくり事業脂肪燃焼系健康教室～バブルサッカー～（第1期若者議会提案事業）として実施しました。平成30年度は、6回実施し延べ70人が参加されました。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この事業は第1期の若者議会の提案の事業が継続をされているという状況がわかりました。今は、若者議会から手を離れて保健事業として運営をされているということで理解をいたしました。

計6回されて、参加人数は70名ということですが、こちらのほうは実施時期を見ると、9月、10月、12月の3カ月に集中されているかなと思うんですが、これはこういう9、10、11、12でやるんだというようなシステムになっているのでしょうか。そのことをお聞きしたいのと、あとこれらを受け付けから準備をする方というのはどういった市の職員がかかわっているのか教えてください。

○下江洋行委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 開催時期は9月から12月ということで募集をさせていただいて、計画をして実施をしました。

この事業にかかわる職員、スタッフですが、主には健康課の保健師や管理栄養士などが従事しました。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 9月から12月を対象にやられましたということで、保健師さんとか栄養士さんとかが準備等やられてこれをやるということですが、今後市民の方々が多いのか、市の職員の方が参加人数には多いのかそこら辺の参加人数の分布、内容の状況がわかたら教えてください。

○下江洋行委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 この参加された方ですが、やはりこの事業をするに当たってすごく募集をするのに苦労しております。市役所の若い方にも声をかけさせていただいて、市役所職員若い方が13名ほど参加していただけたということになります。

ほかには、ママさんバレーの団体に声をかけさせていただいたり、多少団体の方にも声をかけさせていただいて参加していただいたというのが現状です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 状況がわかりました。やはり、私自身も結構ここに当てはめて参加できる人というのはなかなか大変ではないかなと、参加人数も少ないのではないかなとは思っておりますが、そういった苦慮する面も含めてですが、今後どうしていくかはまた続けていくのか、一旦中止をしてまたどうするか考えるのか、そういった検討は内部でされているのでしょうか、伺います。

○下江洋行委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 3年間をやってまいりまして、今後のことを中でも検討させていただいておりますが、今、バブル自体が4個ほどもう補修をしながらの使用ということで

使うことがかなり厳しくなっている状況というのがありますし、やはりこういうチームで行う事業を個人で申し込むというところですか、あと場所も限られたところということで今まではのか看護専門学校のほうでやらせていただいていたんですが、なかなか夜集まるですとか、足がないと難しいとかのいろいろな問題がありますので。

今後はちょっと形を変えて、バブルサッカーではなくて、この3年間やってきた中でアンケートをしたところ、体力測定というところに結構皆さん、自分の体力がよくわかってよかったというようなお答えをいただいているところから、まずは自分の体力を知っていただくための体力測定から始めていこうかなということを考えているところです。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。やはりなかなか人も集まらなかったり、バブルサッカーの物自体も壊れてきたりとか、またチームでやらないといけないけど1人でなかなか入っていくのは難しいチームのサッカーであるということも含めまして、今後アンケート等では体力づくりの状況をシフトしていくということは非常にいいかと思っておりますので、ぜひそういう自分の体力を知るという方向で考えていただければありがたいなど。そうすれば、お年寄りから子供までちゃんと自分の体力の健康を見れるという新たなビジョンも出てくるということで非常にマッチングできるのではないかなと思っております。

そのことをつけ加えさせていただきまして、次の助産所費の4の1の8に行きます。

助産所運営事業で172ページになります。報告書は62ページになります。

2点ございまして、1点目が分娩目標が25件の中で、実績は4件とのことでありまして傾向と現状を伺います。

2点目は、分娩の予約数が8件であったが、半数が途中で対象外となったとありますがど

ういう状況だったのか伺います。

○下江洋行委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 1点目の傾向と現状であります。助産所利用による分娩の取り扱い件数につきましては、平成26年度から平成28年度までの平均は約17件でありましたが、平成29年度は5件、平成30年度は4件と減少しております。

分娩の取り扱い件数が減少する一方で、産後ケアなどによる助産所の利用者数は増加傾向にあることから、出産退院後の母親のサポートに対するニーズが高いことがうかがわれます。

2点目の御質疑の助産所利用の分娩取り扱いの対象外と記載してあります分娩予約8名のうち半数の4名の方につきましては、主に助産所を利用しての分娩を希望しながらも、妊婦健診時などの医師の判断により病院管理が適切ということで、産科病棟での分娩に切り替わった方です。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。やはり、私自身もこの少子高齢化社会の中で、こうした赤ちゃんを産める態勢というのは、本当に大事な分野の状況だと認識して、この質疑をさせていただきました。

やはり、ドクターの判断で8件予約で、ここで産みたいんだよという手を挙げてくださった方がいたんですが、半分はやっぱり病院で分娩したほうがいいということで半数になったということで理解をいたしました。

ここでもう少し赤ちゃんを産めるまにしたいと思いますし、もう少し分娩の費用を安くするとか、また来ていただくとか、そういった創意工夫、これを庁内で議論しているのかどうか、そこら辺の状況を伺いたしたいと思います。

○下江洋行委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 出産の費用につきましては、病院であるとか食事とか附帯

サービスとかがあり大きな差がありますので、分娩費の補助という話になると、実際には出産時に加入している医療保険の保険者が出産育児一時金として法定の給付を支給しておりますので、助産所を利用するからということで補助するとかそういうものについては、現時点で難しい問題かなと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。難しい壁や条件だとかそういったものが確かにあるかなと思います。やはり人口を増やさなければこのまちが消滅してしまうという危機感を持ってこの産科、赤ちゃんが産める場所を欲しいという市民の声が非常に強くありますし、またここを充実させていくというのはまちづくりの基本の人を増やす、赤ちゃんを産めるまにしていくというところは大事ですので、ぜひ現場は本当に頑張ってくださいと思っています。また増やしていくようなまちづくりで頑張る創意工夫をしていただきたいと思います。

そのことをつけ加えさせていただいて、次の環境衛生費の4の1の9のエコイノベーション推進事業、174ページになります。報告書は65ページになります。

2点ございまして、1点目が新城市エネルギー公社設立支援事業の状況を伺う。

2、決算額約423万円は主に何に使われたのか伺います。

○下江洋行委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 新城市エネルギー公社設立支援業務は、エネルギービジョンに掲げる「エネルギー自治でみのりめぐるまちづくり」を実践するため、電力小売事業を中心にエネルギーの地産地消や地域経済活性化、地域福祉の増進に貢献するエネルギー公社設立に向けて、公共施設を供給先とした電力小売業の収支シミュレーションや地域経済活性化サービスの検討を行い、事業計画書と設立趣意書のひな形を作成したものです。

公社設立の趣旨説明と協力を市内金融機関や企業へ要請するとともに、電力会社と電源調達について打ち合わせを実施し、電力卸売市場の動向を踏まえた公社による電力小売業の採算性について検討を行いました。電力卸売市場の高値水準と電力事業者の相対取引の見積単価による試算の結果、事業採算性が非常に厳しいと判断し、当初予定していた平成31年度の公社設立は保留としました。

2点目の決算額の主な用途については、エネルギー公社設立に向けた事業計画書及び設立趣意書の作成支援業務委託料、NGOや研究者、自治体が連携する環境首都創造ネットワークの負担金、再エネの導入と省エネの推進を図るための再生可能エネルギー塾開催経費などです。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 説明で了解をいたしました。

1点お聞きしたいのは、なかなか考えて検討したんだけど、採算等が合わなくて、今の設立については難しい、保留という状況だと思いますが、今後のエネルギー公社のことはまた検討しながら、今後もどういう形になるかわかりませんが引き続き検討しながら目標としては設立していくという目標のベクトルで動いていくということなのか、伺います。

○下江洋行委員長 村田環境政策課長。

○村田方恵環境政策課長 現在の課題として、電源確保と受給先の確保ですとか、電力市場の動向に影響を受けない仕組みを検討しております。先進事例の運営状況等を情報収集を行ってよりよい形を検討していきたいと考えております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、6款1項4目についてお伺います。農業振興施設費、山吉田トレーニングセンター管理運営事業であります。

使用料、これは歳入の資料20ページに載っていますが3万1千円、そして当該202ページに管理運営事業費として121万793円とあります。これに対して費用対効果の分析の有無、今後の管理事業の対策についてお伺いします。

○下江洋行委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 山吉田トレーニングセンターは、農業の担い手を中心とした地域生産組織が、スポーツ活動を通じて体力増進及び健康維持管理並びに地域住民との連帯感の醸成を図ることを目的として、昭和60年に設置されました。山吉田地区の住民を中心に各種スポーツの場として定期的に利用をされております。

平成30年度は、年間で149回、延べ2,674人の利用がございました。使用料収入は3万1千円でございます。利用する団体は以前と比べて減少しておりますが、使用料収入はここ数年、横ばいとなっております。

管理運営事業費としましては、電気料金や水道料、浄化槽の管理に係る費用など施設の維持管理に必要な最低限の支出を行っております。これらの経費がおおよそ66万円です。

平成30年度は、特に駐車場の舗装の劣化によりまして、危険解消を図るための舗装の修繕の実施、消防設備定期点検による不備の解消等のため避難誘導灯の修繕、また照明の修繕を行いましたので、これらの経費がおおよそ55万円です。

費用対効果の分析は行っておりませんが、施設が経年により老朽化していることもございまして、必要に応じて利用者の安全に配慮

した修繕等を行ってまいります。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 所期の目的ということだと思います、昭和60年ということでもありますのであれであります、あくまでもこれは農業振興施設でありますので、平成30年149回、2,674人の方の利用があったということですが、それによってどのような農業振興に結び付いたのか、その辺についてお伺いします。

○下江洋行委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 利用者の団体としましては、地元住民による同居者も含まれますが、インディアカの団体であったり、ソフトバレーの団体であったりというところが多いところです。

所期の目的でもあります地域の連帯感の調整、それから農業をやっている方も含む方もおみえになりますので、そういった方とのコミュニケーションも図られているかと思えます。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 山吉田というのはかなりいい地域でありますし、平らな部分の周辺はかなり良質なお米もできるという地域であります。先ほど、浅尾委員がお話をさせていただきましたように、シティプロモーション、ふるさと納税という中で所管のほうからは、これからもどんどんそうした優良農畜産物を提供していくんだよというようなお話を伺ったわけですので、この施設がそこに将来結び付いていけるかどうか。これ、数字だけで申し上げますと3万1千円の収入で120万円ほど使うということは、誰が見てもこれは採算性がとれるものではありませんが、そこで、この2千数百名の方が御利用する中で、例えば、通称俗名五反田という地域なんです、その辺の地域のお米が非常にブランド化をされていくというようなことによって、ふ

るさと納税の返礼品に結び付いていくというようなことになるということで、なくてはならないわけだと思います。

農業振興施設、多くございます。これを実は鳳来の総合支所が管理するのは大変だと思います、もっと全庁的にこれを管理し、それが地域の農業振興に結び付くというようなことについて、この数字から見てどのように検討されて見えたのか、お伺いをしたいと思います。

○下江洋行委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 御指摘いただいたこともございますが、今後またそういったことも考えていくとともに、ブランド米というようなお言葉もありましたので、そういったことと結び付けていけたらいいなと思います。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、次の6款3項2目に参ります。林業振興費、市有林管理事業、212ページであります。成果報告書は81ページであります。

1点目、合板製材事業者との協定による搬出間伐材の量と材の品質の評価について。

2点目、間伐達成率が54%になったその理由についてお伺いします。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 それでは、1点目の搬出間伐材の量と材の品質評価からお答えさせていただきますと思います。

平成30年度に実施しました作手田代市有林の間伐につきましては、合板・製材業者と間伐材の安定供給に関する協定に基づきまして、約594立方を合板・製材用として出荷しました。材の品質評価につきましては、強度、見た目など全く問題ない品質であるとの評価をいただいております。

続きまして、2点目の間伐達成率が54%となった根本的理由ということでございますけ

れども、市有林の間伐につきましては、平成25年度から横川北山市有林を、また、平成26年度から作手田代市有林を5カ年の森林経営計画を策定しまして、国の補助事業を活用しながら、計画的に搬出間伐を実施してまいりました。

平成29年度末で横川北山市有林の5カ年の森林経営計画が終了しまして、平成30年度は作手田代市有林のみで間伐を実施したために、達成率が約半分の54%となったところです。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 昨年は角度の違った方角でこのことについてお伺いしたわけですが、現在本市が所有する市有林が264万3,255平方メートルだと思いますが、この田代地区の山林の面積、多分公簿だと理解してありますが、このうちのどの程度、264万3千ヘクタールのうちのどの程度田代は保有されておみえになったのか。わからなければ結構です。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 細かい数値までは覚えてないんですけど、約100ヘクタール程度あるかと思います。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 作手の田代の地域ということでもありますので、搬出にも問題はある部分もあるのかもしれませんが、薪ボイラーが潤沢に動いておるといようなお話を受けました。そこで、この森林経営計画については田代、平成30年度をもって終焉をするということだと理解をしますが、あと残った市有林で間伐を今後する中で、また進めていかななくてはいけないと思います、管理事業でありますので。

そうした中で、なかなか民間の個人の方からの山林の間伐材をということが難しいわけではありますが、こういったボイラーの燃料として市有林の間伐を行い、その材を燃料として使うというようなことは、もう既に本年度も半年済みですので、そういうことを研究、

検討していくということは踏まえておみえになるのでしょうか。

○下江洋行委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 田代の市有林につきましても、今年度の10月をもって森林経営計画5カ年が終了してまいりますけれども、間伐の達成率は達成目標まで行ってませんので、引き続き次期も田代市有林については経営計画を新たに立てまして、順次間伐を実施してまいりたいと思っております。

それから、排出間伐につきましては、用材として利用できる場所は市場等へ持って、建築用また鋼板用として利用してまいりますけれども、14センチよりも細い先のほうの用材等にならないところにつきましては、木の材として搬出しまして、そちらも有効に活用してまいりたいと考えております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、通告に従って質疑します。

6の1の3 農業振興費、有害鳥獣対策事業、200ページですが、成果に対する市の評価と今後の課題を伺います。

○下江洋行委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 成果に対する評価については、農作物被害状況調査を毎年実施しており、平成23年度のピーク時には被害面積137ヘクタール、被害金額2,130万円ほどであったものが平成27年度から平成29年度の3カ年間は被害面積25ヘクタール前後、被害金額400万円前後で推移していましたが、平成30年度は被害面積39ヘクタール、被害金額730万円ほどと増加に転じております。

増加の要因は、作手地区においてニホンジカによる飼料作物被害が増えたことによるものと分析をしています。

この調査は農作物を対象とした被害状況ですので、この数字にはあらわれないイノシシ

による掘り起こし等の生活環境被害もあることから、住民の方が生活をされる中で感じとられる鳥獣被害とは異なるのかなという思いはしております。

次に、今後の課題についてですが、鳥獣被害対策の基本は、鳥獣が寄りつきにくくする環境を整える環境整備、農地や集落を柵で囲う侵入防止、被害を及ぼす個体を退治する捕獲・駆除の3つを組み合わせ、効果的に対応する必要があると言われております。

農作物の鳥獣被害防止だけでなく、安心、安全な生活環境を維持するためにも、集落ぐるみ、地域ぐるみでの取り組みが必要であると考えております。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 確かに地域ぐるみがとても重要であり、今、おっしゃられたように、農作物以外の被害というのが顕著にあらわれていると思いますが、私自身は、これともう1つ、狩猟者をもう少し増やすという活動であったりとか、従事者を増やすという活動のほうにもお金をかけるべきではないかなと思うんですけど、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

○下江洋行委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 ただいま狩猟者、あるいは従事者の増への対策ということで言われたわけですが、これにつきましては、新城北設で広域鳥獣害対策協議会というものを設けておりまして、そちらのほうからでありますけれども、狩猟免許を受ける際に講習会の費用の助成、そういったようなこともやっております。

それから、あと従事者を増やすということと言われたわけですが、狩猟免許を持った方が増えればいいわけですが、そういうことには簡単にいかないものですから、そういう方を補助できる方ということで、補助従事者制度というものを設けておりまして、そういった方につきまし

ては講習等を行って、安全にそういったものに従事していただいて、狩猟免許の資格を持った方のもとで狩猟の管理等に当たっていただくということで対応させていただいております。

なお、今、補助従事者の方については、100名弱の方が登録をされております。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 今、おっしゃられたように、確かに補助の方々を増やして、そして、今、ベテランの猟師さんたちの意見を聞いて成長していくのも重要ですが、やはりどうしても鉄砲数というのは重要だと思いますので、鉄砲士さんがもっと増えるような環境をぜひつくっていただきたい、上げれるようなそういう仕組みもあわせて検討していただければと思います。

最後の再質疑にいたしますが、豚コレラ問題が愛知県に広まっておりますけれども、これとこの予算とのかかわり合いということを少し御説明いただければと思います。

○下江洋行委員長 片桐農業課参事。

○片桐敏行農業課参事 御存じのとおり、豚コレラにつきましては、平成30年度につきましては9月に岐阜県で発生いたしまして、その後年度末には愛知県のほうへもということでございましたけれども、この平成30年度決算の中にはそういった豚コレラの対策に向けてのお金というのは、この中では執行されておりません。この決算額2,300万円ほど乗っておりますけれども、この中には含まれておりませんのでよろしく申し上げます。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 8款4項1目であります。都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、資料238ページであります。

当該事業の全てが委託料となっております。全てを委託料としたその理由とこれにかかわる成果品に係る効果についてお願いします。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条で都道府県がおおむね5年ごとに国土交通省令第5条に従い実施することと定められている調査です。愛知県では、法に基づき調査を実施するための要綱を作成し、データ収集に係る県と市町村の役割分担を定めています。

昨年度はサイクルの3年目に当たり、調査内容は、通勤通学移動、土地利用状況、地区別住宅の所有関係別世帯数、公共公益施設及び大規模小売店舗の立地状況でありました。このうち、市では土地利用状況の調査を実施しました。

都市計画基礎調査は、愛知県で結果を取りまとめ、分析を行い、市町村にデータを還元するため、調査仕様やデータ形式などは県下統一した仕様とされています。そうしたことから、調査及び調査結果の県への提出用データ作成まで含め、業者への委託を行ったものであります。

基礎調査の結果につきましては、都市の現況と動向を把握し、さまざまな計画策定のための基礎資料として活用を行っているところです。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、8の4の1都市計画総務費、新城駅南地区整備事業、P238。平成30年度主要施策成果報告書は95ページです。

成果と今後にかさねべき課題を伺います。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 昨年度の実施事業につきましては、新城駅東側への新たな駐輪場の設置、市道町並宮ノ西線拡幅工事を行いました。また、用地買収に伴う物件調査、用地購入、物件補償を行っております。

今後の課題としましては、今回の駅前整備が車や歩行者等の安全の確保を目的とした暫定整備であることから、都市計画決定された駅前広場や都市計画道路の整備などの事業着手に向け、関係者の方々の御理解をいただくことが課題と考えています。

○下江洋行委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうしますと、この件が済みますと大幅なスピードアップになるということでしょうか。

○下江洋行委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 整備に向けた地権者の方々の御理解を得るように交渉を行っていくということです。

○下江洋行委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時01分

○下江洋行委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、9款1項3目災害対策費、自主防災組織防災活動援助事業、256ページです。

3点ございます。

(1) 各自主防災組織における防災活動の主な内容を伺う。

(2) 資機材整備を実施した対象組織とその内容を伺う。

(3) 本事業実施に際しての課題を伺う。

以上、よろしく申し上げます。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 それでは、3点の御質疑についてお答えします。

まず1番目、各自主防災組織における年間を通じた個々の防災活動については、把握しておりません。

なお、市で把握している防災活動といたしましては、各自主防災組織で秋に行われる防災訓練であり、その主な内容としましては、避難訓練、情報収集訓練、初期消火訓練、炊出し訓練、救護訓練などになっております。

(2) 資機材整備と対象組織ですが、資機材整備を実施した対象組織は、40自主防災組織で、資機材として整備された具体的なものといたしましては、消火器、消防用ホース及び格納箱、ブルーシート、担架、リヤカー、浄水器などです。

(3) 課題についてということですが、課題は、各自主防災組織では毎年地震を想定した訓練を実施しておりますが、近年の激甚化した気象状況による土砂災害や浸水害を想定した訓練を行うことも今後必要ではないかと考えております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 では、順次再質疑に入りたいと思いますが、まず(1)のところでは、私も知っている限りでは、やはり秋の自主防災訓練というものが自主防災組織のメインの活動になってくるかなと思っております。

そういった中で、活動の内容というのがまだ自主防災組織ごとにかなりばらつきがあるのかなと思っております。それは、各自主防災組織ごとに自分たちに必要な訓練をというそういった意思だとは思いますが、市に対し

てどういった訓練をしたほうがいいのか、そういった指導を仰いでくるようなことがあったりしますでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 毎年5月に、自主防災会の説明会を開催しております。これは補助金を始め、いろいろな御説明をする会議ではあります。このときに、防災意識の啓発も含めて、こういうような御質問であるとか、活動の内容について御相談とかいうことについては進めております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 (1)については理解いたしました。

(2)に移りたいと思いますが、各40戸の組織に対して消火器やホース、ブルーシート等々そういった設備を整備しているということですが、各自主防災組織ごとに資機材というのがまだばらつきがあると思っておりますが、そこをそろえるような形で今回平成30年度に整備をしたのか、それともまだまだばらつきがあるような状態なのか、その点についてお伺いします。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 資機材ですけれども、やはり新城、鳳来、作手において環境、状況によってかなり変わっております。例えば、1つでいいですと先ほど申しましたように、新城地区では消火器、それから鳳来、作手地区については消防用のホースであるとか格納庫、いわゆる状況が変わっております。そのため、自主防災会においても避難の形であるとか、考え方、それぞれ違いますので、それについてはその自主防災会ごとに考えていただくということで進めております。

○下江洋行委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、歳出9款1項3

目災害対策費、高度情報通信ネットワーク管理事業、256ページ、成果報告書の103ページであります。

この事業につきましては、当初現行のシステムを県下共有ネットワークシステムに更新すると説明を受けたと記憶しておりますが、成果報告書を確認しますとシステムの更新についての記述がございませんので、改めてこの事業の内容及び成果の詳細を伺います。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 お答えいたします。

高度情報通信ネットワークは、防災情報システム、水防テレメーターシステム、土砂災害監視システム、道路情報システム、震度情報ネットワークシステムなどで構成されたシステムであり、災害時には防災情報システムに被害情報、避難所開設情報、避難者数などを入力することで、愛知県と被害情報を情報共有しているものです。

新たなシステムは「市町村防災支援システム」という名称で、既存の愛知県防災情報システムと接続・連携する形で、クラウド基盤上に整備し、当市でも昨年6月からシステム運用を開始しているところです。

この新たなシステムは、気象情報等を分析し、避難情報を発令する地域や時間帯を予測することで市町村の効率的な避難判断を支援し、災害対応業務の効率化と避難勧告等の迅速な意思決定を支援するシステムでございます。

特に、成果としましては、クラウドシステムなので、被害情報等を複数の職員に手分けして入力できるなどの効率化が図られております。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 今のお話を伺うと、既存のシステムを廃止して、新たな県下共有のネットワークシステムに更新というよりも、既存のシステムは残した上で、県下共有のネットワークシステムと接続をすると理解をしまし

たが、それでよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 はい、そのとおりでございます。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 わかりました。

ということで、基本的にはこの決算額というのは、ほぼ工事費用かと思いますが、このあたりをお願いします。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 実は、このシステムの導入については賃借料でやっております、ほぼ30万円ほどでありますので、このネットワークの管理事業全体は、昨年新庁舎への高度通信ネットワークの移設費用がこの全体費用の大方のものであるということでございます。

○下江洋行委員長 佐宗龍俊委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、9の1の3災害対策費、防災資機材等整備事業、254ページ。成果報告書は102ページです。

1、避難者及び避難所等で使用が見込まれる資機材について、平成30年度は計画どおり整備することができたと評価していますが、最終的に到達すべき整備目標に対する達成度はどうであったか伺います。

2、資機材の備蓄内容、備蓄計画等に関して、地区の自主防災会等との連携、情報交換はしたのか、伺います。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 それでは、1についてお答えをいたします。

備蓄品につきましては、食糧、飲料水、トイレなどを備蓄しておりますが、備蓄品には、賞味期限等が決まっているものがあるため、計画を立てて入れ替えを行っております。このため、年度ごとに廃棄となる物品、購入する物品の数量を勘案し、年度ごとの計画目標

に基づき整備しております。

(2) につきましては、資機材の備蓄内容、備蓄計画に関して、地区の自主防災会等との連携、情報交換については、特に行っておりません。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 1点目でありますけども、この避難者、避難所等で使用が見込まれる資機材については基本目標値は達成しているということですか、それを入れ替えているということですか。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 どこまで資機材を充当すれば足りるのかというところが、担当としては悩ましいところではありますが、特に、飲食、トイレであるとか食糧、水に関しては目標値5,500人の避難者に対し想定をして、年次入れ替えを行っております。

資機材については、かなり昔からのもの、いわゆる備品ですね、昔からのものの累積もあり、昨年度もそういうものの点検を行って古い発電機等は棄却しておりますが、そういう入れ替え等は進めておるということでございます。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 災害はトイレセット、成果報告書によりますと1万5,200個ということですが、これについては恐らく、最近トイレが重要だということで整備がされてきたのかなと思いますけども、そういった面でこれから必要なもの、今までのもののプラスアルファというかそういったものも追加されてきているということで判断してよろしいですかね。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 今、委員のおっしゃられた最近必要になってきたものというのが何を指すかちょっと不明なところもありますけれども、基本的に本市におきましては、先ほど言った食糧等について3日間の備蓄基

準によって備蓄をしております。

それ以上のものをどれだけ倉庫の中に詰め込むかということになりますので、必要以上に入れるというよりも、今後についてはその備蓄庫の問題もあるので、例えば民間業者との協定を進めて、発災時には必要に応じて必要なものを手に入れるという仕組みを推進していくのが必要だとは強く感じております。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 2点目です。災害発生時、そして災害発生時前の平時において、私たちというか地区の住民も防災訓練等いろんな中での備蓄というものを進めているという実態があります。

ただ、市のほうで今、避難者、避難所等ということで想定している5,500人分ということでありましたけども、それがどのように災害発生時に自分のところに回ってくるのかとか、誰が指揮して分配するのかとか、そういった面がわかっていません。ですので、地区で準備する等についても、その辺もわかってというか想定しながら、自分たちの身の回りの準備をしていくというようなことも必要になるかと思えますし、そういった情報交換というものが災害時では当然ながら、平時でも必要ではないかと思うわけでありましてけれども、しておりませんと言い切っておりますけれども、どんなものでしょうか、必要ではないかと思うんですけどもどうでしょう。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 決して地元とお話をするのが必要ないというようにお答えしたつもりではありませんが、基本的に避難所の運営上の資機材として市は準備をしております。

自主防災会については、どちらかという避難所というよりも地域の防災活動であったり、避難してくるまでの資機材、またはもしかしたら地域で自主避難というようなケースもあるかと思えますが、そういうことも想定

しながらやっていただいと理解しております。

いずれにしろ、今後とも地域との意見の交換というのは必要だとは認識しております。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。確認ですが、基本市が準備しているというのは避難所に避難してこられる方のための備蓄であると、食料品については、という考えでやられているということでしょうか。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 一応避難者5,500人という想定でありますので、必ずしも避難所だけではないとは思いますが、いずれにしろ発災後3日後になれば、プッシュ型で政府、県から入ってきた物に対して、先ほど言いましたように避難所以外のところに避難されている方にも物資が届くような配布をしていくということが必要であるとは思っております。

○下江洋行委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 9款1項3目災害対策費、防災資機材等整備事業、254ページです。成果報告書102ページです。鈴木委員と同じです。

各防災倉庫などにある備蓄品目や数量は、どのような基準で定められているのか伺います。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 市内に防災倉庫は12カ所ありますが、各防災倉庫にある備蓄品目や数量について明確な基準は設けておりません。数量については倉庫の大きさによって変わってきますが、備蓄品目については倉庫によって極端な差がないよう配慮をしております。

全ての倉庫に、非常食、飲料水、テント、ボックストイレ、排便収納袋、毛布、発電機、

投光器、移動炊飯セット、コードリールなどを配備しております。おおむね倉庫ごとに備蓄品目は均等になっております。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今、備蓄倉庫は12カ所ということですので、備蓄品目は均等であるが、しかしその1つ1つの数というのは、その倉庫の大きさ等によって変わってくるということと理解しました。

12カ所にある備蓄倉庫からそれぞれの主に指定避難所に職員が持っていかれるという認識でよろしいでしょうか。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 基本的にはそのとおりだと思います。

○下江洋行委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちょっと調べましたが、各指定避難所というのがありまして、全部で37カ所ありますが、避難所敷地内に防災倉庫というのがあるところももちろんあるわけですね。それが鳳来地区になりますと、16カ所中の11カ所がもうその場所、敷地内に備蓄してある。そして、作手が6カ所の指定避難所中5カ所がもうその場所に備蓄してあると。新城地区内には、15カ所の指定避難所があるんですけど新城小学校体育館のみ1カ所ということになってます。

実際に災害が起きると職員がさすぐに運べるかという問題もありますし、道路状況もあります。そういったことを考えますと、避難所、いわゆる敷地内または建物内にせめて少し1日分でも水、そして毛布、そしてトイレですね、このような備蓄が必要ではないかと思うんですけど、そのような議論というのは平成30年度に行われたのでしょうか、お聞きします。

○下江洋行委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 先ほどもちょっとお話ししましたが、その地区、地区、新城、

鳳来、作手の特殊性というか、今までの合併前からの備蓄の仕方が、今、委員が言われたとおりでございます。鳳来、作手については、避難所に備蓄をしている。それから、新城についてはやはりちょっと広域だということで、分散型、集中型という言い方でしますけれども、新城のほうは避難所ではなくて、集中型で備蓄をし、各避難所へ持っていくスタイルと。それを、今現在も踏襲しております。

量もあって、まとめてあるというところもありますけれども、今、委員が言われた少しという部分、水であるとか毛布を置いておくということについては、ちょっと課題ではありませんけれども、平成30年度についてはまだ議論が深まっていない状況ではあります。

○下江洋行委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10の1の3教育指導費、不登校対策事業になります。ページ数は262ページ、報告書は109ページです。

事業の主な内容と成果について伺います。

○下江洋行委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 子どもサポート相談員を2名配置し、家庭訪問、学校訪問を行いました。子供の実態把握と、家庭、学校、あすなる教室の連携強化に努め、子供本人と保護者の悩みに対応した支援を行いました。昨年度1年間で家庭訪問361回、学校訪問222回、相談者来庁39回、電話相談1,449回でした。定期的に相談した子供の数は、小学生14名、中学生20名でした。

また、スーパーバイザー、カウンセラーの専門的な見解を得ながら不登校対策に取り組

みました。その結果、学校やあすなる教室に通い始めた子供、自分のことを子どもサポート相談員に伝える子供の数が増えました。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。非常に、きめ細かい指導や訪問回数をされているなど実感しております。

本当に、子供たちを取り巻く状況というのは大変な状況の中で、こうした電話対応では1,449回とか、あと家庭訪問では361回ということで、大変な状況で現場は対応していただいていると理解しております。

そこで、スーパーバイザーのことでお聞きしたいんですが、このスーパーバイザーという専門職の方を配置、展開をするということなんですが、ここについてどういった方がこういう方になっているのかとか、内容とかもう少し詳しく教えていただければと思います。

○下江洋行委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 子どもサポート相談員は、学校のこと、児童のことはよくわかっているんですが、今まで特別に不登校に対応したというものではございません。そこで、カウンセリング、あるいは、経験豊かなスーパーバイザーの方の指導によって子供への相談の仕方、対応の仕方等を学んでいく役割を担っていただいております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。スーパーバイザーは、そういった専門的な知見ということでのアドバイザーということなので、大学の先生とかそういった免許の認定を取られた方とかドクターとかそういったイメージなんですか、そこを伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 東三河セーフティネットという団体に所属する方です。名前はここでは申し上げないことにしております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 了解いたしました。そういった方々の協力を得てということで理解をしております。

あと、この子供たちを取り巻くこういった不登校やいじめの問題という状況がいろいろあるわけなんです、最近の取り巻くこういった環境の状況というのをわかったらお伺いしたいんですが、具体的に言いますと、スマホだったりとか、ライン内での話し合いのトラブルだったりとかということがあると思うんです。そういうことで、結構いじめとか、トラブルというのは見えにくい、学校の中でも表面化しにくい状況が最近あるのかなと思うんですが、そういった状況、何か分析等あれば伺いたいと思います。

○下江洋行委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 御指摘あったSNSやスマホの影響もあると思います。幼少からの人とのつながりが不足しているというところが一番大きなところかと思えます。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 それでは、10の4の3社会教育費、作手歴史民俗資料館管理運営事業についてお聞きします。282ページです。

こちらの事業の成果に対する市の評価と今後の課題についてお伺いします。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 昨年4月より日本城郭協会から、続100名城に選定されました古宮城のスタンプを設置したことによりまして、前年度まで2千人弱で推移しておりました来館者数が、昨年度につきましては8,137名まで伸びました。この内訳は県外から46.5%の3,783人、新城を除く県内から34.9%の2,837人、市内から18.4%の1,505人が見えになっております。この数値から見ても、外的な要因である続100名城による効果が大きいと考えております。

このため、資料館そのものの魅力を深めるため、昨年度につきましては古い写真を用いた展覧会や古文書から作手を知るための展覧会などを実施し、市民の誘客に努めました。

一昨年度より、作手歴史民俗資料館のあり方につきまして資料館にかかわる作手の方々とともに検討会を数度開催してまいりました。続100名城に依存しました入館者数の増加につきましては、いずれ尻すぼみになっていくことは容易に予想され、現在入館者数は非常に多いですが、厳しい現状というのは変わりが無いという認識をお持ちいただいております。

いかにして作手歴史民俗資料館が効率的に運営できるか、そのあり方について現在検討を行っているところでございます。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 古宮城の影響は大きいというのは、端から見てもよく思いますし、たくさん車がとまっているのを見受けます。

実際にこういったお城好きの方々に対するサービスというものと、あとは資料館に来られたの方々に対するサービスというところで努力されているということをお伺いしましたが、確かに古宮城の続100名城フィーバーというかだんだん縮まっていくと思うんですけど、かといって以前のような3千人というところぐらいには多分クリアされるんじゃないかなというのは、私は何となく思ってるんですけども、今後の企画だったりとか、結局観光というのは戦国にかかわってくる内容だったりとかというのは人気があるものですから、今現状で考え得るそういった企画というのはあるんですか。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 本年度につきまして、お宝コレクション展ということで、市民の方々からコレクションされているものを募集いたしまして、それを展示ケースに入れさせていただくことによって、市民のコレク

ションを皆さんに見ていただくというような機会を、今、設けております。

そういった形で、資料館自身の魅力を深めるような努力はいたしております。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 地域住民の方は、とても興味深い公共施設ですし、愛着があるものだと思うので、いろいろぜひ検討がされて継続していただきたいんですが、1点だけ確認したいんですけど、委託料というのが昨年度から全然違う数字になっているのは、これって御説明、今、いただけますか。

○下江洋行委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 委託料につきましては、資料館の管理をしていただける方をシルバーさんに委託しておりますので、その金額が増えております。

○下江洋行委員長 齊藤竜也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、総括の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、総括でありますのでお願いします。

まず、資料363ページであります、財産に関する調書というのがございまして、I番の公有財産(5)無体財産権というのがございます。

そこでうたわれている1点目が、新城家紋・デザインデータとはどういったものですか。

また、(2)では、権利を使用する期間に定めがあるのかどうかお伺いします。

○下江洋行委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城家紋・デザインデータとは、本市の新庁舎建設工事の施工

に当たり、仮囲いに設置をしました看板に描いた新城をあらわすモチーフを家紋風にデザインしたもので、例えばコノハズクや四谷の千枚田、新城の滝など15のデザインがございます。

今後、シティープロモーションを始めとしたさまざまな市の事業や各種イベントでの活用を図るため、デザインデータに関する著作権を購入したものでございます。

2問目の権利行使期間についてですが、今回は全ての著作権をデザイン業者から購入し、市が使用できるようにしておりますので、権利行使期間については定め等はございません。

○下江洋行委員長 山口洋一委員、続けてお願いします。

○山口洋一委員 では、続けてまいります。

平成30年度新城市決算審査意見書が別冊でございまして、この別冊の61ページ、総評財産管理についてお伺いします。

1点目は、建物調書記載の欠落・保険未付保等々不明・不詳事項の追跡調査とあるがその実態について。

2つ目は、土地・建物の利活用について、見える化を行う旨の表記への対応策ということで留意点を述べられておりますが、これについてお考えをお願いします。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 それでは、1問目からお答えいたします。

決算審査資料の1つでございまして「公有財産に関する調書(建物)」の項目の中に、取得年月日、取得価格、建物保険加入の有無と加入額及び保険料を記載する欄がありますが、この欄に記載のないものが散見されたことに対する監査委員からの御指摘と受けとめております。

まず、こうした不明・不詳事項でございまして、「公有財産に関する調書(建物)」は、各課が監査委員に提出しているものであるため、資産管理室としてこれを直接徴集してお

りませんので、現時点で全庁的な実態の把握はできておりませんが、承知している範囲では、取得年月日、取得価格の未記入につきましては、合併前の情報がしっかりと引き継がれていなかった、あるいは、建築時の書類を確認できなかったことなどが原因であり、また、建物保険の未加入につきましては、取得及び増築の際の加入を失念していたなどが原因でありました。

全庁的な実態につきましては、各課から「公有財産に関する調書（建物）」でございしますが、これを徴取して、不明・不祥事項となっている理由を聞き取るなどしてその把握に努めてまいりますので御理解いただきたいと存じます。

また、追跡調査であります。決算審査の折に監査委員の御指摘を受けて、既に着手している課もあるかとは思いますが、不明・不祥事項の実態調査とあわせ、該当する課には資産管理室からもこれを促し、不明・不祥事項の解消に努めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

2問目でございます。「市が所有する土地・建物について、現在利活用しているもの、利活用計画のあるもの、利活用予定のないもの等に仕分けし、見える化を図ること」への御質疑でございますが、土地・建物は行政財産と普通財産に分けられます。行政財産につきましては、公用ないし公共的に供され、または供することを決定したものであり、その間にはその特定の行政目的に即して行われますので、行政財産につきましては、利活用の視点による仕分けに該当してこないものと考えております。

したがいまして、普通財産の見える化を図ることへの対応としてお答えさせていただきます。

森林課が基本的な管理を行っている山林や貸付などにより現在利活用しているものを除きまして、普通財産は積極的に売却、または

貸付を進めていくものでございます。

また、国、総務省においては、民間事業者における買収等の検討を促進し、公用資産の有効利用を図る一例として、資産の売却可能性の公表に言及しております。これは、民間の利用を視野に入れての考えでございます。

こうした動向等も踏まえ、見える化を図ることの対応策としましては、ホームページによる公表を検討してまいりたいと考えております。

ただ、現在利活用しているものの中には、国、愛知県、行政区、法人だけでなく、個人に対する貸し付けもございします。名前は出さないにしても、土地の地番から個人の借り主を特定することは可能でありますので、何らかの配慮が必要とも考えます。また、普通財産には、境界確定、越境物の有無、埋設物の有無、地積などの確認にまだ至っていないものもございします。利活用計画のあるもの、利活用計画のないものは、こうしたものを確認した上で仕分けが必要になってまいります。そういった必要があるものもまだ数多くございします。

このような課題、現状もございしますので、公表の方法については今後詳細を詰めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 こういったことは、実は合併の弊害だとも思う部分であります。それぞれ行政では、この部分は農業課だよ、この部分は何課だよという管理をしております。そのいい例として数年前に車検が切れてしまったというようなことがあった、要するに、こういった市の財産は、一元管理をすべきではないかということを提案したいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 今、2問目でお答えをさせていただいた普通財産に関しては、

基本的に資産管理室が管理しておりますけども、あと支所での管理をしているものもございます。

あと、行政財産に関しましては、これは行政目的に即してそれにふさわしい所管課で、その所管課長が管理するというので、公有財産の管理規則でも取り決めがございますので、そのような形になります。

今、おっしゃられましたような車検切れ等のそういったこと、車両管理等につきましても、基本的には集中的な管理をしているものもございますけども、必要に応じて各課で管理のもと専用的に使っているものもございますが、今、現状においては、御指摘のように一括管理というのは理想的な部分もございますけども、直接その財産を使うところ、所管課で行政財産については使っていく。普通財産については、資産管理室で管理していくという形になっておりますので、現在のところ、それについて直接変更の検討をするというようなことは考えてございません。

○下江洋行委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 行政財産も普通財産も、全て新城市民のものだという理解をしていただけておると思います。その観点に立っていけば、やはり取得の年月日がわからなかったとか、どうだかわからないよというのは言語道断でありますし、民間企業ですと余り使っていない財産は減損会計を打って当年度の収益から減らすというような手法もとれるという、これは地方公共団体ですのでそれは別としても、ありますし、それによって減価償却を打っていけばどうなるんだということもあるわけでありまして、やはりこういった監査委員から指摘を受けるというのは、まことによろしくないということでもありますので、ただいまお答えいただいたように、とにかく市民の財産だということを念頭に置いて、十分庁内討議、検討され、対応されていくということによろしいのか、再度お伺いします。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 もちろん市民の財産ということでしっかり管理し、守っていかなければならないということは重々承知のところでございます。

今、おっしゃられたようにいわゆる市は固定資産台帳というものがございまして、これは公表しております。それに対して、財産管理台帳というものも公有財産管理規則の中にございまして、そちらで管理をしているという状況であります。

現在、公共施設マネジメント、これを進めていくということに当たって、公共施設の再編、それから土地の売却、それから施設の管理、こういった3つの柱をしっかりとやっていく上で、総務省のほうも固定資産台帳と財産管理台帳、こういったものを連携させる、もしくは一元化するような形でしっかりと管理していくということを、今、示唆をしているところでございます。

今、言われるような減価償却のような考え方についても、今、財産管理台帳というのはそういうものではございません。ただ、一方で固定資産台帳もございまして、ただこれ2つ会計の仕方も異なってきますし、一方は設備とかも管理するような固定資産台帳ですけども、基本的に財産管理台帳というのはそういったこともしてないということもありますので、なかなか難しい課題ではありますけども、今、全国的に取り組んでいくような状況がございまして、新城市もこれにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第43号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

**○浅尾洋平委員** それでは、議題になっております第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定について、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

まず、きょうはるるいろいろな観点から質疑をさせていただきましたが、アプリに90万円近くのお金を使ったりだとか、あと高速バスにさまざまな観点からニーズが本当にあるのかという市民の声を下させていただいたりとか、いろいろな議論をさせていただきましたが、また、本会議では詳しくお伝えしたいと思っております。

1点、私自身は、やっぱり高速バス事業のことを基点に反対をさせていただきたいと思っております。

やはり、目標数値を見ても、4万5千人に対して結局乗った方は1万3千人だということにとどまっている点であります。こちらは、去年もそうだし今年もそうだという形で、続けて横ばいになっているということは、非常に決算の状況としてはふさわしくないと思っております。

つまり、1年間、利用向上のアイデアとか対策をしていただいたとは思いますが、やはりそれが実を結んでいないという状況になっているというのは非常に指摘をしておかなければならない点だと思っております。

また、国からの補助金ももう年々減っていきまして、バス事業を運営する費用については全く入っていないと、つまり運営の費用はほとんど市の財政の中から3,600万円以上のものが賄われているという状況であります。こちら、バス1台当たりの乗客は6.8人だけにとどまっています。こういう状況から見ますと、市民の声を聞きますと「空気を運んでいる」「本当にこれは採算性があるのか」という疑問の声が非常に多くあります。

やはり、そういったところ、私自身は時代に要請に合致していない事業ではないかと。また、住民のそもそもニーズの希薄な事業ではないかと指摘せざるを得ません。

その点において反対をしたいのと、また、この運営費が人数分達しないものですから、その赤字補填と言わせていただきますが、そちらのほうが690万円以上のものをまた再度出すということで、トータル考えると4,200万円以上、このお金を毎年使うということになりますので、やはりそこはしっかり来年度はもう中止をするとか、凍結をするということが、私たちの課せられた任務だと思っております。

私はそういうところから反対の論点として行いたいと思っております。また、その420万円の運営費を、例えば小中学校の洋式化トイレの事業に充てるとか、あと修繕費に充てるとか、福祉介護に振り分けるべきだと提案させていただいて、反対討論とさせていただきます。

以上です。

**○下江洋行委員長** ほかに討論は、ありませんか。

山崎祐一委員。

**○山崎祐一委員** 第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

まず、総論的に申し上げます。1年半前になりますが、この平成30年度予算について賛成討論を申し上げました。趣旨としては、第1次総合計画からの最終年度であって、第2次総合計画に橋渡ししていく節目の予算である。そのためにある意味では仕上げの予算になっており、新庁舎の建設、それからインターチェンジ周辺の企業団地の販売、ほかスマートインターチェンジの調査、それから新城駅前の整備事業などたくさんのメニューが盛り込まれていた。加えて、こども園の無償化、基本保育料ですが、の無償化について、国に先立って手がけるなど先進的な内容が盛り込ま

いたというような賛成討論をさせていただきました。

そして、今定例会に報告されております監査委員の決算審査意見書を見ますと、61ページ総評のところなのですが、ほぼこの賛成討論と同じような文面、書き出しになっており、この平成30年度一般会計予算について、位置付けを述べた上で、上から4行目になりますが「大きな節目となる事業が着実に執行された」、また8行目になりますが「さまざまな事業執行がなされてきた」とまとめてございます。

本日、ただいままで行われてきた本委員会の質疑応答等を通じて、私も同じ意見であると実感をいたしました。

各論について申し述べます。

ただいま浅尾委員から反対討論がありました。その論拠の1つとして高速バスの問題がありました。利用者が少ない、採算性がどうだというようなことで、疑問だというような趣旨だったと思います。よく、「木を見て森を見ず」と申します。私は、この採算性の1点、こうした議論に固執するあまり、大きな判断を誤るのではないかという危険性を感じます。担当課長が、答弁で再三言われたように、地域の経済的な効果、貢献度、そうしたものを総合的に判断して結論を出すべきだと考えます。

よって、本議案に反対する理由はございません。以上、賛成討論といたします。

詳しくはまた本会議で申し述べさせていただきます。

以上です。

**○下江洋行委員長** ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

**○山田辰也委員** 第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

私としての市民感覚はこうです。今日、日

本は先進国で最悪のレベルの7人に1人の子供が貧困状態だと言われています。家計が苦しいのでちゃんと食べることもできないそうです。両親も仕事に追われて十分な食事も時間もとれない。そんな子供を助けようと新城市でも子ども食堂を始めたと聞きました。

このときの担当者や市長も「地域で子供を育て合っていきましょう。大変よいことだ」とも言っています。しかし、地域だけではとても支え切れません。

高速バスは毎日新城から名古屋を往復するだけで10万円もの市民の税金を使ってしまうのです。全ての経費は皆さんの税金なのです。10万円あれば300人から400人の子供の食事が毎日できるのです。

先ほどの質疑で、来年の高速バス事業も計画が予定されていることがわかりました。私には全く理解できません。以前に、同じ議員が賛成討論して、通勤通学の足とか、交流人口を盛んにできるドリームバスとか発言しておりますが、これではただの行政の説明をしているだけで議会の中で市民の代表としての議論とはとても思えません。

しっかりした議論の結果も得ないうちに認定することは、市民の大切な税金の使い方を精査した結果を出す市民代表として、私は恥ずかしいことではないでしょうか。そのように思います。

議会の良識を問いかけて、私は第43号議案平成30年度新城市一般会計決算認定に反対します。

**○下江洋行委員長** ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

**○小野田直美委員** では、第43号議案 平成30年度新城市一般会計決算認定を賛成の立場で討論いたします。

平成30年度は、新庁舎の完成、そして新城インターチェンジ付近の事業など大きな事業も行われてきましたが、意見書では、読みま

すと、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字となっており、早期健全化基準に該当していない。実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。また、資金不足率では全ての会計において資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当していないと、市の財政は健全に行われているというように判断いたします。

また、それぞれの事業に評価できる部分というのはあるんですが、特に、市民自治に関し、各事業を継続して行い、多くの市民がまちづくりに参加したこと、そして、子供子育てに関してはさまざまな支援を先進的に行い、子供の貧困にも目を向け、引き続き子ども食堂の実施を行い、また妊娠期から子育て期までの切れ目のない一貫性と継続性をもって支援や相談を行う子育て世代包括支援センターの設置など、各機関と連携し子育て家庭、そして子供を守っていく態勢づくりを行っております。

高速バスに関しましては、実証実験中である、また市の活性化に希望を託して予算等通してまいりましたが、次年度予算は厳しく見ていく必要があると考えます。

以上の理由で、平成30年度新城市一般会計決算認定を賛成といたします。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第43号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案を、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○下江洋行委員長 起立多数と認めます。

よって第43号議案は認定すべきものと決定

しました。

次に、第44号議案 平成30年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第44号議案 平成30年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定について伺いたいと思います。

3点ございます。歳入の1款国民健康保険税、ページ数は304ページです。

1点目、本市の国民健康保険税の1人当たりの金額を伺います。

2点目、所得300万円の3人世帯と年金収入120万円の夫婦で年間幾らなのか伺います。

3点目、県の算定と比べて差があるのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 1点目の1人当たりの金額であります。介護納付金分を含めた被保険者1人当たりの現年課税分の1人当たり、調定額で申し上げますと9万6,165円でございます。

次に、所得300万円の3人世帯についてですが、40代の夫婦、子供1人、世帯主の所得が300万円として算定した場合の年間保険税額は41万800円でございます。年金収入120万円の夫婦については、70代の夫婦、年金収入が120万円の世帯として算定した場合の年間保険税額は2万6千円でございます。

3点目の県の算定と比べての差でございますが、愛知県から示された平成30年度標準保険料率を用いて算定した場合についてですが、所得300万円の3人世帯の年間保険税額は42万9,900円となり、本市の税率に比べ1万9,100円の増額となります。年金収入120万円の夫婦の場合の年間保険税額は2万4,800円で、本市の税率に比べ1,200円の減額となります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑を伺っていきたくと思うんですが、年金収入の120万円の夫婦の方で2万6千円の金額ということですが、県からは2万4,800円という試算が出ていますけど、この差というのは市では増えているというような状況が考えられるんですが、この差の状況はもしもわかったら教えてください。

○下江洋行委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 保険税なんですけれども、年間の医療費の推計から保険税の賦課総額を決定しまして、この総額を経済力に応じた負担であります応能額と受益に応じた負担である応益割に振り分けて賦課することになります。

新城市の賦課割合というのが国の基準に沿ってありまして、50対50になるように配分しておりますが、県が示した標準税率の賦課割合は応能割55、応益割45と応益割所得に対しての比重が高いものになっておりますので低所得の方については、税率が若干安くなるという形になります。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと、今、消費税も今後上がっていくわけですし、経済状況もアベノミクスが思ったほど経済がよくなっているという状況ではありませんので、また、300万円の3人世帯見ても、年300万円の所得の中で40万円以上の税金を払わなければならないという状況で大変な状況だなと理解しております。

その中で、差し押さえの件数と短期保険証の発行数の数とかそういったことも把握しているんでしたら教えていただきたいと思えます。

○下江洋行委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 平成30年度の差し押さえ件数は5件となっております。短期証の交付世帯は112世帯209人となっております。

○下江洋行委員長 続けて、歳出の質疑に入ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 歳出も引き続きさせていただきます。

被保険者健康診査事業になります。報告書は122ページになります。

人間ドックでは市内5病院が対応していただいておりますが、受診の希望者が増加しており、定数超過のため抽せんを行っているということですが、現状を伺います。

○下江洋行委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 人間ドックでは、募集人数580人のところ601人の申し込みがありました。各病院ごとに定員が決まっており、5病院のうち2つの病院で定員が超過しました。この2つの病院に関して、申込者の中で前年度人間ドック未受診者を優先して承認し、残りの定員枠について抽せんを行い承認者を決定しています。抽せんから漏れた方の中で、第2希望病院がある方はそちらの病院で承認しています。

人間ドックを希望されて受けられなかった方に関しては、無料で受けられる特定健康診査とワンコインがん検診を案内し、健康の保持・増進に努めていただくようにしております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第44号議案を採決します。

本議案は、認定するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第44号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第45号議案 平成30年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定から第47号議案平成30年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第45号議案から第47号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第45号議案から第47号議案までの3議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 平成30年度新城市千郷財産区特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題となっております第48号議案 平成30年度新城市千郷財産区特別会計決算認定について、お伺いします。

歳入3款繰入金、基金繰入金、基金繰入金のページは財産の6ページでございます。

平成30年度新城市決算審査意見書から款別歳入額繰入金が前年対皆減となっております。その理由と、隔年繰り入れでありますので隔年繰り入れが行われていますが、財産区の中

林は79万6千平米という広大なものがあり、また立木は4万9,300立米等々ということですが、こういった管理が果たして可能なかどうか、ここだけお伺いをしたいと存じます。

○下江洋行委員長 柴田資産管理室長。

○柴田和幸資産管理室長 まず、款別歳入額繰入金が前年対皆減となっている理由でございますが、千郷財産区特別会計につきましては、毎年、基金繰入金と繰越金を除いた歳入に対して、歳出が300万円から500万円ほど上回る状態が続いており、財源を確保するために定期的な基金からの繰り入れが必要となっております。

また、基金で運用中の定期預金は、1口の預入金が1千万円程度のもので多いため、2年から3年に1回の取り崩しが発生しております。平成30年度につきましては、前年度からの繰越金が800万円余りありましたので、基金からの繰り入れを行う必要がなく皆減となった次第でございます。

次に、隔年繰り入れが行われている財産区財産、山林の管理は十分に行われているのかでございますが、千郷財産区につきましては、財産区管理会委員が定期的に見回りを実施し、財産の管理に必要な経費につきましては、予算編成時に担当課が徴取し、予算に反映いたしております。

平成30年度の管理実績でございますけれども、財産区住民による直営での作業に加え、水源林対策事業を活用した間伐・枝打等の実施によりまして、財産区が所有する、先ほど委員申されたように、約80ヘクタールございますが、そのうちの12.47ヘクタールの整備を行っております。

こうしたことから、財産の管理については十分に行われているものと考えております。

○下江洋行委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第48号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第48号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第49号議案 平成30年度新城市東郷財産区特別会計決算認定から第62号議案 平成30年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの14議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本14議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本14議案を一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第49号議案から第62号議案までの14議案を一括して採決します。

本14議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第49号議案から第62号議案までの14議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第63号議案 平成30年度新城市病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題に上がっております第63号議案 平成30年度新城市病院事業会計決算認定、3点ございます。

平成30年度新城市病院事業報告書によれば、黒字決算になるということではありますが、金額を伺います。

2、市民病院へ市の一般会計からの繰入金の受け入れ金額を伺います。

3、消費税8%の影響額を伺います。

○下江洋行委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 1点目の黒字決算での金額ということですが、前年度対比1,510万3,701円増の2億6,007万9,849円あります。

2点目の一般会計からの繰入金でありますけれども、総務省が示す繰り出し基準に基づきまして、収益的収入では、救急医療の確保に要する経費や医師確保対策に要する経費などの13項目に対し7億863万4千円を、資本的収入では、建設改良費と企業債元金の2項目に対し1億9,836万6千円の合わせて9億700万円です。

3点目、消費税8%の影響額でありますけれども、病院の収入のうち多くを占める診療報酬につきましては非課税となっております。一方、支出では、診療に必要なものの購入に係る消費税は、診療報酬への上乗せで補填される仕組みとなっております。しかし、診療費に十分転嫁できないものとして、医療機器や施設整備などがあります。

平成30年度、自動火災報知設備更新工事や電子カルテ、調剤支援システムなどの医療器械を始めとする建設改良費に総額5億4,545万4,798円を支払っておりまして、それに対する消費税額は3,944万764円となっております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。非

常に、この質疑で心配だったのが、やはり病院経営も大変だという中でも頑張っているという中で、消費税が今度10%になるということで、今、機器の用品についての消費税が出るということでお示しをいただいて、約4千万円の消費税の支払いを8%のときにはやっているよということに理解をいたしました。

こういう状況を見ますと、やはり部内の中で検討したかどうかというのを聞きたいんですが、消費税が今度10%になるということで、いろんな機器はどうしても買わざるを得ないものですから、今、4千万円の消費税8%で払っているという状況は、やっぱり今後増えていく、4千万円以上増えていくという検討されている見通しを分析されているのか。また、10%になるということを見込んで、機器を早目に買うとかそういった検討とか対策はされたのかどうか伺います。

○下江洋行委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 医療機器等の更新でありますけれども、今年度10月から10%ということがありましたので、年度当初に今年度買う医療機械というのをあらあら決定いたしました。そのうち、決定したものの全部にはならないかと思えますけれども、9割ぐらいはこの9月末までに納品が完了する予定であります。

10%になったときの2%の影響額、医療機械決して安いものではございませんので少しでも安く購入ができるように買うと決めたものは8%のうちに購入をしましようということに院内一丸となって取り組んできたところでもあります。

当然、10%以降10%ということに影響額が非常に大きくなってまいります。それについて、10%の消費税というのは仕方ないものがありますので、一方で収入として少しでも増やしていけるものがほかにないのかどうか、一方支出で削減できる場所は本当はないの

かどうか、こういったことを一から検討してまいりたいと思っております。

○下江洋行委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第63号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第63号議案は認定すべきものと決定しました。

次に、第64号議案 平成30年度新城市水道事業会計決算認定から第66号議案 平成30年度新城市下水道事業会計決算認定までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第64号議案から第66号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、第64号議案から第66号議案までの  
3議案は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の  
審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告  
の作成については、委員長に一任願いたいと  
思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのよ  
うに決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉  
会します。

**閉 会 午後4時19分**

以上のおり会議の次第を記録し、これを  
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長